令和２年第１回吉野町議会定例会会議録（第１日目）

１．招集年月日　　令和２年３月６日

２．招 集 場 所　　吉野町議会議場

３．開 会 時 刻　　３月６日　　午前１０時３０分開会

４．応 招 議 員

１番	辻　内　正　誠	２番	下　中　一　平
３番	山　本　義　史	４番	欠　　員
５番	上　滝　義　平	６番	野　木　康　司
７番	山　本　隆　敏	８番	薮　坂　眞　佐
９番	中　西　利　彦	10番	西　澤　巧　平

５．不応招議員　　なし

６．出 席 議 員　　応招議員に同じ

７．欠 席 議 員　　なし

８．地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町　長	中　井　章　太	副　町　長	和　田　圭　史
教　育　長	森　本　弥寿則	総合政策参事	上　林　勝　則
総務参事	奥　出　亘	ﾏｽﾀｰｽﾞ参事	岡　本　克　也
文化観光参事	宮　本　憲　一	暮らし環境参事	奥　田　昌　弘
住民・福祉参事	小　泉　喜　弘	教育次長	北　谷　隆　範

９．本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局　長	小　西　修　司	主　査	中　出　敬　子

10．議事日程

日程１		議席の一部変更について
日程２		議席の指定について
日程３		会議録署名議員の指名について
日程４		会期の決定について
日程５		議長の諸報告について
日程６	許第１号	吉野町議会議長の辞職許可について
日程７	選第１号	吉野町議会議長の選挙について

日程８	許第２号	吉野町議会副議長の辞職許可について
日程９	選第２号	吉野町議会副議長の選挙について
日程10	選第３号	吉野広域行政組合議会議員の選挙について
日程11	選第４号	南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙について
日程12	選第５号	奈良県広域消防組合議会議員の選挙について
日程13	発議第１号	吉野町議会予算決算特別委員会の設置について
日程14	発議第２号	吉野町議会委員会条例の一部を改正することについて
日程15		吉野町議会常任委員会委員の選任について
日程16		吉野町議会議会運営委員会委員の選任について
日程17		吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について
日程18	推第１号	吉野町人権施策協議会委員の推薦について
日程19	推第２号	吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について
日程20	推第３号	吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について
日程21	推第４号	吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について
日程22	推第５号	吉野町都市計画審議会委員の推薦について
日程23	推第６号	三町村広域行政推進協議会委員の推薦について
日程24	推第７号	吉野町環境美化推進委員の推薦について
日程25	推第８号	吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

山本前議長	ただ今の出席議員総数は、９名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和２年第１回吉野町議会定例会を開会いたします。 本定例会の日程に入ります前に、本町議会より２点お伝え申し上げます。 まず１点目に、現在世界的に影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症に関する本町議会の感染拡大防止対策について申し上げます。 本定例会においては、手洗いを励行しマスク着用については自己判断といたしますが、咳エチケットを励行し発言時のマスク着用も可といたします。 次に飲み物の持込み及び飲用については、空気乾燥による喉の粘膜機能低下防止のため本会議出席者の飲料の持込みを許可し、飲用を推奨いたします。 加えて本町議会傍聴規則の一部を適用除外し、傍聴人の方々にお飲み物の持込み及び飲用についても同様といたします。また傍聴の方に咳エチケットを励行していただき、必要に応じマスクの着用などのご協力をお願いすることといたします。議会の各委員会の委員長さんにおかれましても、本定例議会中の開会する委員会での対応をよろしくお願い申し上げます。傍聴人の方をはじめ町議会に係る皆様の健康を守る観点から感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。 ２点目に去る１月26日執行の吉野町長選挙並びに町議会議員補欠選挙におきまして当選をされました中井章太町長、辻内正誠議員に心からお祝いを申し上げ本町発展の為にご尽力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。 また、新議員を迎え本議会の円滑な運営に対し議員各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。 日程１　議席の一部変更について 今回新たに当選された辻内正誠議員の議席に関し、会議規則第４条第３項の規定により議席の一部を変更したいと思います。 下中議員の議席を２番に変更いたします。 おはかりします。ただいま申し上げたとおり議席の一部を変更することに異議ございませんか。

	（　「異　議　な　し」　の声あり　）
	異議なしと認めます。よってただいま申し上げましたとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。
	日程２　議席の指定について
	議席は会議規則第４条第２項の規定により議長が定めることになっております。今回当選されました辻内正誠議員の議席は１番に指定いたします。
	辻内正誠議員をご紹介申し上げます。
辻内議員	マスク着用のままで失礼いたします。
	今回当選させていただきました辻内でございます。何分初めての議会でございます。まだまだ力不足のところがありますが、町民の為、町の発展の為、頑張っていきたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。
山本前議長	ありがとうございました。
	日程３　会議録署名議員の指名について
	会議規則第 127 条の規定により、議長より指名いたします。
	５番　上滝　義平議員、６番　野木　康司議員を指名いたします。
	日程４　会期の決定についておはかりします。
	会議規則第５条の規定により、本定例会の会期は、本日より 23 日までの 18 日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。
	（　「異　議　な　し」　の声あり　）
	異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より 23 日までの 18 日間に決定いたしました。
	開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いします。
	中井町長。

中井町長	皆さんおはようございます。 （　「おはようございます」　の声あり　） 開会にあたり、ごあいさつさせていただきます。 令和２年第１回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の皆様方におかれましては大変忙しい中全員ご出席いただき、心から感謝申し上げます。 １月 26 日町長選、そしてまた町議会補欠選挙改選後、初の議会ということで本当に新しい方向性を導く重要な議会になってこようかなと思います。 基本方針、また私の政策につきましては２日目に発表させていただきます。本日は行政報告、現在新型コロナウイルスという形で就任から非常に議員各位の皆様方また、職員の皆様方と一体となって乗り切っていかなければならない状況につきまして報告をさせていただきます。 まず、お手元にあります行政報告ですけれども前北岡町長 12 月 3 日から退任式の 21 日までは配布のとおりでございます。そして令和２年の２月 22 日就任でございましたけれども、土曜日ということで初登庁が２月 25 日、皆様方にお出迎えいただき初登庁、就任式を開催させていただきました。 そして、行事あったんですけれども、さきほど新型コロナウイルスという形で感染症の予防も含めて行事等、小中高も含めて休業になっているというで、非常に行事関係はここに記載のとおりでございます。 津風呂湖の観光協会の総会と吉野山の観光協会の総会等でございます。 本当に就任､25 日からでしたけれども２月 27 日にコロナウイルス感染症の対策本部を設置して、それから対策に向けての組織運営にあたっているところでございます。そういった意味でさまざまな災害に向けて、新たな感染症ということに向けていろいろな部分の中で、まだ課題も出てきております。そんなことも含めまして本日は、まずは議会の皆様方におかれましては令和２年度の新しい体制ということで審議事項が上がっております。 町行政、議会の皆様方と一体となって行政運営そしてまた町政運営にあたっていくことを決意しておりますので２日目にあたりましては、どうか皆様方に私の方針を聞いていただいて、新たな方向で町政発展のために頑張って参りた

	いなというふうに思います。 本日の開会にあたってのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。
山本前議長	ありがとうございました。 日程５　議長の諸報告に入ります。 会議規則第 128 条第１項但し書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。 暫時休憩をいたします。自席にて休憩を願います。 （　午前１０時３９分　休憩　） （　午前１０時４３分　再開　）
山本前副議長	再開いたします。 マスクのままで議長代理をさせていただきます。 ただいまの山本隆敏議長から、都合により議長の職を辞したいとの旨の願い出がありましたので、議長の職を務めさせていただきます。 日程６　許第１号「吉野町議会議長の辞職許可について」を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により山本隆敏議員退席をお願いいたします。 議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） おはかりします。本件については、地方自治法第 108 条の規定に基づいて辞職願が提出されておりますが、山本隆敏議長の辞職を許可することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。

	よって、山本隆敏議長の辞職を許可することに決定いたしました。 山本隆敏議員に議場にお入りいただきます。 日程７　選第１号「吉野町議会議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 議長選挙の方法についておはかりをいたします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第２項の規定による、指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。 西澤議員。
西澤議員	指名推薦の方法でお願いします。
山本前副議長	ただいま指名推薦の声が。 はい。上滝議員。
上滝議員	民主主義でありますので、投票でお願いしたいと思います。
山本前副議長	投票という意見が出ておりますので、投票によって議長選挙を行うことといたします。 準備をさせますので、各自、自席でしばらくお待ちください。 議場の閉鎖をお願いいたします。 ただ今の出席議員総数は９名でございます。 次に立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第２項の規定により、議席１番　辻内議員と議席２番　下中議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。 それでは、ただいまより投票用紙を配布させます。 投票用紙の配布もれはありませんか。

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

立会人の方、立会をよろしくお願いします。

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。

（　議席１番より点呼　）

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票をお願いいたします。辻内議員、下中議員、開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数　９票

有効投票　８票

無効投票　１票

有効投票のうち

薮坂議員　　７票

上滝議員　　１票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 2.00 票でございます。したがって、薮坂議員が議長に当選されました。

薮坂議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

前議長退任のごあいさつをお願いいたします。

山本前議長	退任にあたりましてひとことごあいさつ申し上げたいと思います。 平成31年３月に皆様のご協力をいただきまして、議長に就任させていただきました。１年間微力ながら議長として頑張ったつもりではございますが、その間に議会がよりよく町民に寄り添えるように、一生懸命やってきたつもりではございます。議会広報の拡充であったり、見やすさ、議会というものをもっと町民の方に知っていただくために頑張ってきたつもりでございます。それも一重に皆様方のご協力があってのおかげだと思っております。そして改めまして町長さん、そして職員の方々のご協力・ご理解をいただきまして議会が１年間上手くやっていけましたことを改めて御礼申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。１年間ありがとうございました。 （　拍手　）
山本前副議長	続きまして、議長就任のごあいさつをよろしくお願いいたします。
薮坂新議長	ただいまの選挙によりまして、皆様方からたくさんのご指示をいただき選んでいただきました薮坂でございます。 この令和２年度という本当に新しい取り組みの大切な時期、選んでいただいたこの重責に、本当に気の引き締まる思いでいっぱいです。 町長選挙を通して、私たちは精一杯、議会としてこの町政の内容を町民の皆さんにお知らせしてきたつもりであったんですけれども、まだまだ正確な情報を皆さんのお手元に届けるということが不十分だったな、本当にいろんなたくさんの町民のみなさんのお声や願いを聞きながらやはり、もっともっとやっぱり私たち議会が取り組むべき課題が大きい。しかも今まで長い間、それぞれの議長さんたちが取り組んでこられたその重責の重さとともに、内容の重み、またグローバル化しかもコロナ対策等大きな課題、山積みではありますが、微力ながら皆さんのお力を借りながら精一杯頑張っていきたいと思います。 何としてもこの吉野町長を支えながら新しい新町長を支えながらみんなの力で住みやすい希望溢れる吉野町をつくっていきたい。是非、私のささやかな力

	に皆様方の大きなお力添えをいただきまして、選んでいただきましたことに感謝申し上げながら、頑張る決意を述べさせていただきます。 本日は、ご選出いただきありがとうございます。 （　拍手　）
山本前副議長	町長より、退任されました山本隆敏前議長及び就任されました薮坂眞佐議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。 中井町長。
中井町長	まずは、山本前議長、本当に１年間、議長という大役、重責を務められましたこと心から敬意を表しそしてまたお疲れ様でございました。 山本議長におかれましては、２回目の議長ということで、本当に１年間のなかで任期中ですけれども４月には知事選挙、また県議会選挙、７月には参議院選挙、そして我が町吉野町におきましては１月に町長選挙と本当に町内外を問わず選挙の中でもいろんな部分で連携を取りながら、町政運営への方向性を示していただいたかなというふうに思っております。本当に経験を活かしていただいて議会運営を本当にスムーズに進めていただきましたこと、私自身も議会人として共に過ごさせていただきましたこと、本当に感謝しておりますし来年度はまた町議会の改選の年でもございます。１年間しっかりと健康に留意されて、議員活動を務めていただきますことを心よりお願い申し上げます。本当にありがとうございました。 新たに新議長として就任されました薮坂眞佐議員、本当にご就任おめでとうございます。 まずは、改めまして薮坂議員の少しご紹介をさせていただきます。 平成 16 年１月に就任されました。そして現在５期目で約 16 年の議員活動をされ、その間には２回の副議長、８回の文教厚生委員長と、そしてまた一般質問におかれましても就任当初から毎回、本当に住民に寄り添う教育・子育てそしてまた災害、また違った意味で農業委員会委員長としても、本当にさまざまな町民の抱える課題に寄り添いながら一般質問を通して議員活動を務めていた

だきました。どうかその務めていただいた経験をしっかりと議長として、今度は議員皆さん方のリーダーとして町と共にしっかりと議会運営、町政運営を支えていただけますことを切にお願いいたします。

本当にさきほど薮坂議員の就任のあいさつにもありましたけれども情報公開、情報伝達さまざまな今、行政としても課題を抱えております。共にしっかりと歩んでいただけますこと、そしてまた健康に留意していただいて議長として１年間務めていただけますことをお願い申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。どうもおめでとうございました。

山本前副議長　議長選挙を終わります。議場の閉鎖を解きます。

ただ今をもちまして、議長の職務はすべて終わりました。議事の運営にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（　午前１１時０４分　休憩　）

（　午前１１時２５分　再開　）

薮坂新議長　それではただいまより再開をさせていただきます。

ただいま山本義史副議長より、辞職願が出されました。

日程８　許第２号「吉野町議会副議長の辞職許可について」を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により山本義史議員、退席をお願いします。

議案は事務局が朗読いたします。

（　事　務　局　朗　読　）

おはかりします。山本義史副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。

よって、山本義史副議長の辞職を許可することに決定いたしました。山本義

	史議員に議場にお入りいただきます。 日程９　選第２号「吉野町議会副議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 副議長選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第２項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。 ９番　中西議員
中西議員	議長からの指名推薦でよろしくお願いいたします。
薮坂新議長	では、今お声があがりましたが、議長からの指名推薦ということでよろしいでしょうか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） ２番　下中議員を推薦したいと思います。ご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） はい。では決定をさせていただきます。 申し訳ございません。１つ飛ばしたということですので、すみません。 私、議長が指名することにご異議ございませんか。という項目がとんでおりました。ご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） ありがとうございます。それでは、副議長に下中議員を指名いたします。 おはかりいたします。ただいま私が指名いたしました下中議員を副議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 したがってただいま指名しました下中議員が副議長選挙に当選されました。 下中議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第２項の規定に

より、当選の告知をいたします。

副議長選挙を終わります。

前副議長退任のごあいさつをお願いします。

山本義史議員。

山本前副議長　３番　山本義史でございます。

１年間あっという間に経ちました、皆さんのご協力によりまして１年間無事に務めさせていただきました。山本としたか議長とそれから山本義史副議長ということで、隆敏。失礼いたしました。緊張しておりまして申し訳ございません。名コンビで、一生懸命議長をフォローすると思っておったんですけれどもあまり活躍はなかったんですけれども議長の方が一番肝心なところをあいさつで締めていただいて私が乾杯の音頭であったり、中締めの音頭であったりということをさせていただきました。副議長ということで非常にいろんな勉強をさせていただきました。今後ともいろんな職務で勉強させていただいてより良い町議会、前議長が言われましたようにより良い町議会を目指しいろんな場面で一生懸命頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本当にこの１年間どうも皆さんありがとうございました。

（　拍手　）

薮坂新議長　それでは、下中議員の副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

下中新副議長　失礼します。

大変恐縮な思いで副議長の職を務めさせていただこうと思います。

薮坂議長より指名推薦という形で副議長に指名していただきまして、また皆さんのご推薦もありまして、本日より副議長の職。まだまだ若輩、未熟ではございますが一生懸命務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いします。

（　拍手　）

薮坂新議長	続きまして、中井町長さんより、退任されました山本義史前副議長及び、就任されました下中副議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。 町長。
中井町長	まずは、山本前副議長１年間山本隆敏議長を支えていただき、そしてまた議会運営にご尽力いただきましたこと心より感謝を申し上げます。 さきほど前山本議長も話ありましたとおり、本当に１期目の副議長ということでいろいろな新しい視点の中、議長を支えていただきそしてまたさまざまなサポートをしていただきました。そしてあいさつにありましたとおり私も印象に残っているのは、やはり乾杯とか中締めここで非常に力強く議会の中を締めていただいたなというふうに思ってます。１年間副議長として経験をいただいたこと任期あと１年でございますけれどもしっかりと運営していただけますようこれからもご活躍を祈念申し上げ感謝の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。 そしてあらたに副議長として就任されました下中議員、本当に就任、副議長おめでとうございます。 下中議員は、平成 29 年３月に就任されまして現在１期目の３年を過ぎこれから４年目を迎えようとしております。本当に今回、薮坂新議長を本当に経験豊富な議長でございます、しっかりとその経験とまた新たな視点をミックスしていただいて吉野町の議会運営、町政運営のサポート、指導をいただければなというふうに思いますんでしっかりと１年間務めていただけますことをお願い申し上げ就任のあいさつとさせていただきます。本日はどうもおめでとうございます。
薮坂新議長	ありがとうございました。 それでは議事日程の 10 番に戻ります。 日程 10　選第３号「吉野広域行政組合議会議員の選挙について」でございます。議案は事務局が朗読いたします。

	（　事　務　局　朗　読　）
	選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第２項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。
	９番　中西議員。
中西議員	これも議長からの指名推薦でよろしくお願いします。
薮坂新議長	ただ今、指名推薦の声がありますが、指名推薦することにご異議ございませんか。
	（　「異　議　な　し」　の声あり　）
	異議なしと認めます。
	よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。
	指名の方法については私が指名をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（　「異　議　な　し」　の声あり　）
	異議なしと認めます。
	よって、議長が指名することに決定いたしました。
	吉野広域行政組合議会議員に野木議員、山本隆敏議員、西澤議員、中西議員を指名したいと思います。
	おはかりします。ただいま、議長が指名しました４名を吉野広域行政組合議会議員の選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。
	（　「異　議　な　し」　の声あり　）
	では異議なしと認めます。
	よって、野木議員、山本議員、西澤議員、中西議員を吉野広域行政組合議会議員の選挙の当選人と決定いたしました。
	野木議員、山本議員、西澤議員、中西議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第２項の規定により、当選の告知をいたします。
	吉野広域行政組合議会議員の選挙を終わります。

	日程 11　選第４号　「南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙について」事務局より朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第２項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。 ９番　中西議員。
中西議員	これも議長からの指名推薦でよろしくお願いいたします。
薮坂新議長	ありがとうございます。 ただいま指名推薦の声がありますが、指名推薦することにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。 おはかりします。指名の方法については私が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） はい。では異議なしと認めます。 よって、議長が指名することに決定いたしました。 南和広域医療企業団議会議員の補充議員に山本隆敏議員を指名いたします。 おはかりします。ただいま、議長が指名しました山本隆敏議員を南和広域医療企業団議会議員の補充議員選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） はい。異議なしと認めます。 よって、山本隆敏議員が南和広域医療企業団議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。

	山本隆敏議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第２項の規定により、当選の告知をいたします。 南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙を終わります。 続きまして日程 12　選第５号　「奈良県広域消防組合議会議員の選挙について」を議題として、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 選挙の方法についておはかりします。投票による方法と、地方自治法第 118 条第２項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。 ９番　中西議員。
中西議員	これも議長からの指名推薦でよろしくお願いいたします。
薮坂新議長	ただいま指名推薦の声がありますが、指名推薦することにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。 おはかりします。指名の方法については私が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。 奈良県広域消防組合議会議員に西澤議員を指名いたします。 おはかりします。議長が指名しました西澤議員を奈良県広域消防組合議会議員の選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、西澤議員が奈良県広域消防組合議会議員の選挙の当選人と決定いた

	しました。 西澤議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。 奈良県広域消防組合議会議員の選挙を終わります。 続きまして日程13　発議第１号「吉野町議会予算決算特別委員会の設置について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） ただいま、発議いたしました予算決算特別委員会の設置につきまして、吉野町の予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査するため設置するものでございます。 おはかりします。委員会条例第５条の規定により、議員全員で構成する「予算決算特別委員会」を設置することにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認め、予算並びに決算に関する事項について、全議員で構成し、設置期限については、調査及び審査が終了するまでとする「予算決算特別委員会」を設置することにいたしました。 日程14　発議第２号「吉野町議会委員会条例の一部を改正することについて」を上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 本案は議員提出でございます。 提出議員の説明を求めます。 山本隆敏議員。
山本隆敏議員	７番　山本です。 議会が意思決定機関として合理的な活動を行うためには、審議を本会議だけで終始行うよりも内部組織として複数の組織を設け本会議の議決に先立って専門的、かつ詳細に審議活動等を行ったほうが効果的であるということから設け

られたのが委員会でございます。その役割を果たす本町の委員会としましては、多様化する町民ニーズを的確に町政に反映するためには個々の住民が求める行政需要について行政組織に対応した縦割り方式ではなく町民目線からの各課等の行政事務の横断的な審議を行うことにより効果的で実効性の高い町政運営に繋がると考え、本町議会の常任委員会を再編するためこの条例改正案を提出いたします。議員諸氏のご賛同よろしくお願い申し上げます。

薮坂新議長　それでは賛成議員の意見を求めます。

山本義史議員　３番　山本義史でございます。

賛成の意見を述べさせていただきます。

令和元年７月時の統計数値ではございますが、奈良県の町村の常任委員会というのが２委員会の町村が 85 パーセント以上ございます。また今後の議員定数を考える上におきましても委員会数を減らしておいた方が、今後柔軟に議員定数の議論ができるものと考えておりますので賛成意見とさせていただきます。

以上です。

薮坂新議長　質疑を求めます。

（　「質　議　な　し」　の声あり　）

ございませんか。

おはかりします。本案は会議規則第 39 条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。

よって発議第２号について委員会の付託を省略することに決しました。

発議第２号「吉野町議会委員会条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決しました。

事務手続きがあります。公布手続きのために１時間弱要しますので昼食休憩として 13 時ジャストからの再開を目指したいと思います。

それでは昼食休憩に入ります。

（　午前１１時５０分　休憩　）

（　午後　１時００分　再開　）

それでは定刻となりましたので、再開をさせていただきます。

まず５番　上滝義平議員が体調不良で早退をされましたので、会議録署名議員の追加指名をいたします。

９番　中西利彦議員にお願いをいたします。

宜しくお願いいたします。

日程 15 「吉野町議会常任委員会委員の選任について」

日程 16 「吉野町議会議会運営委員会の委員の選任について」

日程 17 「吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について」

日程 18　推第１号「吉野町人権施策協議会委員の推薦について」

日程 19　推第２号「吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について」

日程 20　推第３号「吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について」

日程 21　推第４号「吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について」

日程 22　推第５号「吉野町都市計画審議会委員の推薦について」

日程 23　推第６号「三町村広域行政推進協議会委員の推薦について」

日程 24　推第７号「吉野町環境美化推進委員の推薦について」

	日程25　推第８号「吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について」を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長が議会にはかって指名することとなっております。 また、委員会条例第８条第２項の規定により、各委員会の委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっておりますが、例年のとおり各種委員の推薦についても、この場で互選又は推薦したいと思いますが、これに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしとのお声がありましたので、異議なしと認めます。 互選及び推薦の方法について意見を伺います。 選考委員により指名推薦あるいは議長一任の推薦このどちらかになろうかと思うんですが、ご意見を求めます。 ７番　山本隆敏議員。
山本隆敏議員	７番　山本です。 選考委員による推薦方法を望みます。
薮坂新議長	ただいま選考委員を選出してというお声がありますが、これにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） はい。異議なしと認めます。 よって選考委員を選出して選考いたします。選考委員の選出については、議長より指名いたしたいと思いますが異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。それでは、議長より選考委員を指名いたします。 10番　西澤議員、９番　中西議員、この２名を指名し、そこに議長・副議長

	が加わります。この際、みなさまにお願いいたします。選考の結果、いずれの委員、正副委員長に選ばれましても、異議なくご承諾くださいますよう、お約束をお願いいたします。また、委員会条例の規定により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員の定数は議員全員となっておりますので、併せて承諾くださいますようお願い申し上げます。 　では、暫時休憩をいたします。 （　午後　１時　９分　休憩　） （　午後　１時４０分　再開　） 　再開させていただきます。 　議長からの選任及び推薦の結果を選考の結果を事務局から発表してもらいます。お願いします。
小西事務局長	報告させていただきます。 　総務文教厚生委員会委員長に西澤巧平議員、副委員長に中西利彦議員。 　産業建設委員会委員長に野木康司議員、副委員長に西澤巧平議員。 　議会運営委員会委員長に山本隆敏議員、副委員長に下中一平議員。 　予算決算特別委員会委員長に山本義史議員、副委員長に山本隆敏議員。 　吉野町人権施策協議会委員に辻内正誠議員、下中一平議員。 　吉野町営住宅入居者選考委員会委員に山本義史議員、野木康司議員、中西利彦議員。 　吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員に山本義史議員、野木康司議員、中西利彦議員。 　吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査会委員に山本義史議員、野木康司議員、中西利彦議員。 　吉野町都市計画審議会委員に野木康司議員、山本隆敏議員、薮坂眞佐議員、西澤巧平議員。 　三町村広域行政推進協議会委員に、下中一平議員、山本義史議員、薮坂眞佐

	議員。 吉野町環境美化推進委員に辻内正誠議員、山本義史議員。 吉野町国民健康保険運営協議会委員に、山本隆敏議員。 以上でございます。
薮坂新議長	ただいまのとおりといたしたいと思います。ご異議ございませんか。 （「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。したがって、報告のとおり選任することに決定いたしました。 自席にてしばらく休憩をお願いします。 （　午後　１時４２分　休憩　） （　午後　１時４４分　再開　） お待たせいたしました。 皆さまのご協力によりまして、役員改選等、予定しておりました日程がすべて終了いたしました。 議会運営委員会委員長と相談の結果 ９日　午前 10 時から　議会運営委員会 10 日　午前 10 時から　本会議第２日目 を開会いたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。 本日はこれをもちまして散会といたします。ご協力ありがとうございました。 （　午後　１時４５分　散会　）

令和２年第１回吉野町議会定例会会議録（第２日目）

１．招集年月日　　令和２年３月１０日

２．招 集 場 所　　吉野町議会議場

３．開 会 時 刻　　３月１０日　　午前１０時１５分開会

４．応 招 議 員　　１番　辻　内　正　誠　　２番　下　中　一　平

３番　山　本　義　史　　４番　欠　　員

５番　上　滝　義　平　　６番　野　木　康　司

７番　山　本　隆　敏　　８番　藪　坂　眞　佐

９番　中　西　利　彦　　10番　西　澤　巧　平

５．不応招議員　　なし

６．出 席 議 員　　応招議員に同じ

７．欠 席 議 員　　なし

８．地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	森本弥寿則	総合政策参事	上林勝則
総務参事	奥出亘	ﾏｽﾀｰｽﾞ参事	岡本克也
文化観光参事	宮本憲一	暮らし環境参事	奥田昌弘
住民・福祉参事	小泉喜弘	教育次長	北谷隆範

９．本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	小西修司	主査	中出敬子

10．議事日程

日程１　報第１号　地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分の報告について

日程２　報第２号　地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分の報告について

日程３　承第１号　令和元年度吉野町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて

日程４　議第１号　吉野町犯罪被害者等支援条例を制定することについて

日程５　議第２号　吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて

日程６　議第３号　吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

日程７　議第４号　吉野町水道事業給水条例の一部を改正することについて

日程８　議第５号　吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について

日程９　議第６号　吉野山ビジターセンターに係る指定管理者の指定について

日程10　議第７号　令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第７号について

日程11　議第８号　令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計補正予算（案）第１号について

日程12　議第９号　令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第３号について

日程13　議第10号　令和２年度吉野町一般会計予算（案）について

日程14　議第11号　令和２年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について

日程15　議第12号　令和２年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程16　議第13号　令和２年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について

日程17　議第14号　令和２年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について

日程18　議第15号　令和２年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について

日程19　議第16号　令和２年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について

日程20　同第１号　吉野町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を４分の１以上とすることにつき同意を求めることについて

日程10　一　般　質　問（別紙のとおり）

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

薮坂議長	ただいまの出席議員総数は９名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。
中井町長	開会にあたりましてごあいさつを申し上げます。 先の３月６日本会議１日目にもあいさつをさせていただきましたけれども本議会は 12 年ぶりの町長選挙があり、２月 22 日就任をさせていただき２週間が過ぎ、初めて議会を迎える令和２年度の本会議でございます。 就任当初から新型コロナウイルスの対策で 27 日に対策本部を設置し、それから３回の対策本部を実施し現在に至っております。本当に船出からいろんな課題を克服するために議員の皆様方と共に邁進する所存でございます。 議会におかれましては３月６日本会議１日目におきまして薮坂議長、下中副議長をはじめとする役員の改選が行われ令和２年度の議会の体制が整いました。さきほども申し上げたとおり非常に大きな課題を抱え、共に課題を解決していかなければならない令和２年度のスタートかなというふうに思っております。そんなこともふまえまして議員の皆様方と共に本議会がよりスムーズに審議をいただきながら前に進めるように邁進して参りたいと思います。 それでは令和２年度の上程議案を説明する前に施政方針を述べさせていただきます。 令和２年吉野町議会第１回定例会が開会され、令和２年度の一般会計予算をはじめとする各議案のご審議をお願いするにあたり、町政運営の基本的な考え方と、新年度の主要な施策・事業の概要について申し述べさせていただきます。 まず冒頭に私は先般の吉野町長選挙において、多くの町民の皆さまからご信任を賜り、第６代吉野町長として、町政の舵取り役という重責を担わせていただくことになりました。その深い信頼と大きな期待に、責任の重大さを痛感するとともに、それに応えるべく至誠奉公の精神で吉野町の未来のために行政運営に邁進する覚悟でございます。 あらためて町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願

い申し上げます。

【町政運営に向けての基本姿勢】

首都圏への一極集中が止まらない中、少子高齢化・人口減少など、地方を取り巻く環境は、さらに厳しさを増しています。吉野町においても、これまでの産業・観光振興による雇用の拡大、子育て支援・定住促進施策の推進等により、わずかに鈍化の兆しがあるというものの、引き続き人口減少・高齢化が進んでいます。

私は、このような社会環境の中で、あえて「少子高齢化・人口減少」という事象に捉われることなく、町民の皆様に寄り添い、向き合うことで真の課題を見つけ出し、不安を希望に変える政策をひとつずつ着実に進めて参ります。

都市の持つ利便性や楽しさに対抗する求心力を、「吉野」という地に、どのように生み出していくか、一過性に終わってしまう政策ではなく、現在・過去・未来に繋ぐ視点を持った政策で、人の流れを創って参ります。

そのために私は、歴史ある地域資源を途絶えさせることのない未来に繋ぐ３つの柱として、「人」人が輝き育つまち・「循環」地域内経済循環のまち・「安心」命を守る災害に強いまち、を掲げ、『心が豊かになるまち吉野町』を目指します。

また「ミニ座談会」の開催などを通じて、町民の誰一人として取り残さないコミュニティの実現により、未来に繋ぐ信頼関係を構築して参ります。

【３本の柱「人」・「循環」・「安心」を基軸とする取組】

まずは、私が掲げる未来に繋ぐ３つの柱、「人」・「循環」・「安心」の各フレームについて申し述べます。

最初の柱である未来に繋ぐ「人」づくりについては、「ふるさと吉野への愛着真と生きる力を育む小中一貫教育の構築」をはじめ、「地域産業の事業を承継できる人材育成制度の構築」や「地域資源を活かした企業創出人材の育成」、「官民双方の視点を持った公に資する行政人材の育成」に取り組みます。

２本目の柱である未来に繋ぐ「循環」システムでは、「人・仕事・お金を生み出す地域内経済循環の構築」や「広域連携による資源循環の構築」をはじめ、「人の幸せにつながる交通移動循環システムの構築」、「持続可能な開発目標ＳＤＧｓを視野に入れた資源循環型社会の構築」に取り組みます。

３つ目の柱の未来に繋ぐ「安心」では、「防災・減災を主眼にした災害に強いまちづくり」や「健康寿命の延伸」、また「生活と産業を支えるインフラ整備と交通手段の確保」や「集会所や空き家等を活用した小さなコミュニティの構築」に取り組みます。

これら歴史ある資源を未来に繋ぐ３つの柱を軸として『心が豊かになるまち吉野町』を目指し、日々の小さな感動を大切にできる町、この町に暮らす人が輝き、その輝きを求めて人が集まるまち吉野町、わくわく感を肌で感じ、人の賑わいを感じるまちづくりを進めて参ります。

【日本経済の現状と新型コロナウイルス感染症への不安】

令和２年１月 20 日に召集された第 201 回通常国会における麻生財務大臣の財政演説では、「日本経済は、海外経済の減速などを背景に、外需が弱い者の、雇用・所得環境の改善、高水準の企業収益等により、内需を中心に穏やかな回復を続けている。」とする一方で、「自然災害や通商問題をめぐる動向をはじめ、様々な不確実性が存在しており、海外発のリスクには留意していく必要がある。」と日本経済の現状についての認識を示しています。その後、財務大臣が懸念された海外発のリスクが現実のものとなり、中国武漢から拡がったとされる新型コロナウイルス感染症が、日本においても、２月中旬以降、急激に国内各地で感染の拡がりを見せました。感染拡大防止を目的として全国一斉に学校の休業措置が要請されるなど、国民の平穏なる暮らしに大きな不安をもたらしています。

またこの感染拡大に警戒感を持った日本の株式市場や海外市場の株価にも大きく影響するなど、今後の日本経済全体にも深刻な影響が懸念される状況にあります。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、本町においても引き続き、その状況に応じて、迅速かつ確実に、まちができる対策を講じて参ります。

【吉野町の財政状況】

国内状況の不透明感が増す中でありますが、吉野町の財政状況についての認識を申し述べます。

歳入では、自主財源の根源をなす町税は約６億 8,000 万円と減少傾向にあり、

一般会計の歳入の半分近くを占める地方交付税も約 25 億円での推移ながら、減少傾向にあります。また歳入確保のために、平成 29 年度から毎年度、財源不足を補うため財政調整基金を取り崩して繰り入れる厳しい状況が続いております。

一方で、町の貴重な財源として活用させていただいている、ふるさと納税は、全国各地からご寄附をお寄せいただいた多くの方々のお陰で、令和元年度では２億 2,000 万円を超えました。これは前年度比、１億 3,000 万円の大幅な増となっています。ご寄附をいただいた方々のお気持ちに応えられるよう有効に活用させていただくと共に、全国に向けた吉野町の魅力を発信して参ります。

歳出においては、人件費や物件費、広域行政組合等への補助費等の経常的な経費の増加、老朽化が進む公共施設や道路・橋梁等、インフラの維持・整備に対応する必要がある中で、臨時的な投資的事業にかかる予算を除く歳出予算の規模は、本町人口の減少に関わらず、ほぼ横ばいの状況で推移しています。

地方公共団体における財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、平成 30 年度決算においては 99.8 パーセントと前年度比 2.9 パーセント悪化しており、引き続き堅実で慎重な財政運営が求められています。

【今後の財政運営の考え方】

このような財政状況のもと、令和２年度は「第４次吉野町総合計画後期基本計画」の最終目標年次であると共に、まち・ひと・しごと創生法のもとで策定した「吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の次期目標の設定年度にあたります。

計画に基づき進めている現在の各施策・事業の取組を検証し、その成果を評価したうえで、事業の選択と集中を図り、あわせて働き方改革やＩＣＴの活用を通して、業務効率の改善に取り組み、経常経費の縮減に努めます。

令和２年度中に、本町の５年先、10 年先を見据えた令和３年からスタートする「第５次吉野町総合計画」に、次期「吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化させた計画の策定を進めます。同時に、計画に描くまちの将来像の実現に向けた財政面での担保を図ることができるよう、あたらな中期財政計画の策定をおこない、議論を重ねて参ります。

【令和２年度の主要な施策、事業展開の概要】

令和２年度中の予算は、「第４次吉野町総合計画」に基づき、段階的に進めてきた主要な施策・重点事業等について精査・吟味しながら、継続性や緊急性が必要な事業を主において、令和２年度の当初予算案を編成したところでございます。

継続する本町の大きな事業の取組のいくつかを挙げながら、令和２年度における主要な施策、事業の展開について申し述べさせていただきます。

最初に、私が掲げる未来に繋ぐ「人」づくりに大きく関わる事業である『小中一貫教育推進事業』について、小中一貫教育校の令和４年４月開校を目指し、吉野中学校敷地内での小学校舎建築に着手できるよう進めて参ります。

また、継続事業としての『関西ワールドマスターズゲームズ事業』については、いよいよ開催が来年と迫ってきたところから、津風呂湖でのカヌースプリント競技大会に向けた準備を本格化すると共に、本大会のプレ大会として、今年７月に「全国中学校カヌー選手権大会」開催し、開催地としての機運を高めて参ります。

次に、私が掲げる２本目の柱に関わる未来に繋ぐ『循環』システムに関わる幾つかの施策、事業の展開を申し述べます。

吉野町のゴミ処理施策について、将来を見据えた財政負担の少ない、安心かつ持続可能なゴミ処理施策の実現を目指して、検討委員会を設置し、本年度中にその方針をお示しいたします。

産業・観光振興における施策では、吉野山観光周遊システムについては、県との包括連携協定に基づき、わが町に受け継がれてきた美しい景観と未来に繋ぐ環境にやさしい、周遊システムの構築を検討して参ります。

また、吉野ビジターズビューローが主体となって現在、取り組んでいる『吉野町番ＤＭＯ推進事業』については、観光地経営の視点に立った実効性のある取組として進めて参ります。

また、『鳥獣害防止総合対策事業』について、安心して農作物を作れる環境整備を目指し、生産者の生きがいと美しい田園風景を守る農業政策として総合的に取り組んでまいります。

３つ目の柱として未来に繋ぐ『安心』に関わる施策として、吉野町地域防災計画の改定やハザードマップの作製を今年度でとりまとめ、住民の皆様と防災対策について、情報を共有し、万が一の備えを確実なものとするため進めて参ります。

あわせて、奈良県国土強靭化地域計画との整合性を図りながら、大規模自然災害へのリスクを想定した吉野町における国土強靭化地域計画を策定いたします。

また昨年の国内で起きた自然災害での甚大な被害を踏まえ、町民の祈りを守ることを最優先として、各地区の防災組織の研修や訓練等を更に推進することや、災害発生時等の情報収集・情報提供手段の確保策など、地域防災計画策定と並行して、これまでの検討を踏まえ、先行して取り組みことができる関連予算を防災対策事業に提案させていただいています。

あわせて、健康寿命の延伸につながる町民の皆さんの福祉の充実にも、それぞれにおかれた立場に配慮した「安心」の施策を展開して参ります。

また、自立した暮らしを営むうえでの「移動」は欠かせないものであることから、スマイルバスなどの地域公共交通について、人の幸せにつながる交通モビリティ（移動）の実現を目指し、公共交通サービスの更なる充実や広域連携の強化、スマイルバスやスクールバスの運行形態の見直し、町内の観光地へのアクセスの見直しを盛り込んだ『吉野町地域公共交通網形成計画』の推進を図り、持続可能な公共交通ネットワークを構築して参ります。

今後、本町の地域公共交通が生きがい、楽しみを生み、人の賑わいを生み出す拠点と繋がり、将来にわたって暮らしの安心を支え、暮らしやすく、活気に満ちた地域社会の実現につながる持続可能な交通モビリティ施策の検討を更に進めて参りたいと考えています。

以上、令和２年度で提案いたします主要な施策・事業について、その概要を申し述べさせていただきました。

【令和２年度当初予算の規模等】

これら主要施策、事業の関連予算を含めた令和２年度の当初予算の規模は、

一般会計　63 億 2,500 万円　　前年度比　6.61％増

	特別会計　29億9,184万8,000円　　前年度比　2.76%減 企業会計　　6億6,142万円　　前年度比　4.49%減 合　計　　99億7,826万8,000円　　前年度比　2.84%増 となっております。 提案いたしました各会計予算案の概要については担当参事か、また詳細については、担当課長等から説明することといたします。 議員各位におかれましては、ご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、提案いたしました令和２年度予算案をはじめとする諸案件につきまして、ご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、令和２年度の町政に臨む私の所信といたします。 所信を述べさせていただきました、本当に小中高の休校、そしてまた経済に対する影響も非常に多く出てきております。これからの進むべき道において、令和２年度の予算をはじめとする本会議これから始まる議会におきましては、大変重要な案件がございますので議会の皆様方と共に慎重審議の上、進めて参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。 開会にあたってのあいさつとさせていただきます。
薮坂議長	ありがとうございました。 日程１　報　第１号「地方自治法第 180 条第１項の規定による専決処分の報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。岡本参事。
岡本マスターズ参事	議案等の説明資料により説明をさせていただきます。 １ページのほうお願いいたします。 報第１号につきまして説明をさせていただきます。 専決処分の概要といたしまして、専決処分事項「津風呂湖カヌーコース等改修工事の工事請負契約の工事変更請負契約の締結について」でございます。

	専決処分年月日といたしまして「令和２年２月 10 日」。 変更契約の概要といたしまして契約名として「津風呂湖カヌーコース等改修工事の工事変更請負契約」でございます。 契約の相手方といたしまして「神奈川県小田原市根府川 625-７　ヒカリ株式会社　代表取締役　伊藤國夫」でございます。 変更内容でございます。契約金額 5,940 万円を 6,160 万円に変更するものでございます。変更理由といたしましては大会開催にあたり公認コースを取得するため日本カヌー連盟からの指摘によりスロープ延長の追加及び発艇台・乗降艇桟橋・競技ハウスの仕様変更があったため軽微な変更を行ったものでございます。よろしくお願いします。
薮坂議長	質疑を求めます。 ございませんか。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程２　報第２号「地方自治法第 180 条第１項の規定による専決処分の報告について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。岡本参事。
岡本マスターズ参事	失礼いたします。 報第２号につきまして説明をさせていただきます。 ２ページのほうお願いいたします。 専決処分の概要といたしまして、専決処分事項として津風呂湖カヌー艇庫管理棟新築工事の工事変更請負契約の締結についてでございます。 専決処分年月日といたしまして、令和２年２月 10 日でございます。 変更契約の概要として、契約名「津風呂湖カヌー艇庫管理棟新築工事の工事変更請負契約」でございます。 契約の相手方といたしまして、「吉野郡大淀町大字桧垣本 1589　株式会社森下

	組　代表取締役　森下秀城」でございます。 変更内容でございます。工期の竣工でございますが、令和２年３月 31 日であったものを令和２年６月 30 日といたしたものでございます。 変更理由といたしまして、艇庫建築予定地にクラックが見つかりまして土地の地質調査、岩盤調査等の実施が必要となったため工期を延長したものでございます。よろしくお願いします。
薮坂議長	質疑を求めます。 ございませんか。 本件につきましては、報告にとどめます。 日程３　承第１号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。奥出参事。
奥出総務参事	失礼します。 承第１号について説明申し上げます。 議案説明資料の３ページをお願いします。 専決処分いたしました事項につきましては「令和元年度吉野町一般会計補正予算第６号」でございます。 専決処分年月日は「令和元年 12 月 18 日」でございます。 補正予算の概要でございますが、歳入歳出の補正としましてそれぞれ 301 万６千円を追加し、歳入歳出総額を 65 億 1,205 万７千円とするものでございます。 歳入の補正につきましては、19 款繰越金 301 万６千円、歳出につきましては２款総務費の 301 万６千円。これにつきましては町議会議員補欠選挙事業費の増というところでございます。以上よろしくご審議の程お願い申し上げます。

薮坂議長	質疑を求めます。 意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） はい。では意見なしということで。 おはかりします。本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。 日程４　議第１号「吉野町犯罪被害者等支援条例を制定することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。小泉参事。
小泉住民福祉参事	失礼いたします。 議案説明資料の４ページをお願いいたします。 議第１号吉野町犯罪被害者等支援条例を制定することにつきまして、ご説明申し上げます。 まず制定の主旨でございますが、吉野町におけます犯罪被害者等の支援に関し、町及び町民の責務、相談及び情報提供、見舞金の支給等について定めるものでございます。 次に目的等でございますが、大きく２点ございます。 まず１つ目が、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るということ。 それから２つ目でありますが、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現であります。 誰もが安全に安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪を予防するだけにとどまらず犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要だということでございます。根拠法令等は、犯罪被害者等基本法であります。 次に制定する条例の概要でありますが、まず対象であります犯罪被害者等と

いうことで犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族またはご遺族ということになります。

次に意図でありますが、第４条に町の責務を規定をしております。犯罪被害者支援に関する各種政策を総合的に推進するということ、また第５条に町民等の責務を規定をしております。犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等の施策に協力するよう努めるとしております。

次に手段でありますが、第６条に相談・情報提供を規定をしております。

町は犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面しております問題等につきまして相談に応じ必要な情報提供及び助言を行う。また関係機関との連絡調整を行うとしております。

また第７条のほうに見舞金の支給を規定をしております。

遺族見舞金といたしまして 30 万円、障がい見舞金として 10 万円を規定をしておるところでございます。

施行期日につきましては、令和２年４月１日としております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長　質疑を求めます。

（「質　疑　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程５　議第２号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（事　務　局　朗　読　）

説明を求めます。小泉参事。

小泉住民福祉参事	失礼します。 議案説明資料の５ページでございます。 議第２号吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。 まず改正の主旨でございますが、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたために本町条例についても改正を行うものでございます。 目的等でございますが、大きく２点ございます。 まず１つ目が、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13 に規定する旧氏でも印鑑の登録を可能とするということ、それから２つ目が成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように措置をするということであります。 根拠法令は３つございます。 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、それから印鑑登録証明事務処理要領の一部改正であります。改正する条例の概要でありますが、吉野町印鑑登録及び証明に関する条例であります。改正概要は大きく３点ございます。まず１点目が旧氏の印鑑登録を可能とするように規定をするということ、それから２点目が 15 歳以上のものの意思能力の有無により印鑑登録を可能にするように規定をするということ、それから用語の整理等であります。施行期日は令和２年４月１日でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 （「質　疑　な　し」　の声あり　） おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することといたします。

	日程６　議第３号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。奥出参事。
奥出総務参事	失礼します。 議案説明資料の６ページをお願いします。 議第３号について説明させていただきます。 改正理由等につきましては、今事務局が朗読したとおりでございます。 改正概要につきましては、大きく３点ございます。 フルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当の支払い月数を一月と規定、また２点目としまして勤務１時間あたりの給与額を労働基準法に準じた算定法に改めるというところ、それと３点目は一般職の給与表改定に準じた給与表の改定を行うものでございます。施行予定は令和２年４月１日でございます。ご審議の程宜しくお願い申し上げます。
薮坂議長	質疑を求めます。 ございませんか。 おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程７　議第４号「吉野町水道事業給水条例の一部を改正することについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし環境参事	議案説明資料の７ページをご覧ください。 議第４号でございます。 改正の主旨でございます。水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が公布されたことにより改正を行うものでございます。 目的等でございます。例規の整備でございます。１つは法改正による条ずれの整備でございます。もう１つは引用元法令の略語の整備でございます。 改正の条例の概要でございますが、改正する条例といたしまして「吉野町水道事業給水条例」でございます。 改正の概要でございますが、第３条中におきましては略語の整備、また 10 条中第１項につきましては条ずれの整備、また 31 条第１項中につきましては略語の整備でございます。 施行期日は公布の日からでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 （　「質　疑　な　し」　の声あり　） おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。 日程８　議第５号「吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。上林参事。
上林総合政策参事	それでは議案説明資料８ページをご覧いただきたいと思います。 議第５号についてご説明を申し上げます。

	指定管理の概要でございます。 施設の名称は「吉野材の魅力発信拠点施設」でございます。通称「吉野杉の家」でございます。 施設の所在地は「飯貝624番地」でございます。 指定管理者となる法人等につきましては、所在地は「橋屋57番地」団体名「一般社団法人　吉野と暮らす会　代表理事　石橋輝一」でございます。 選定委員会につきましては、ありません。 指定の期間でございますが、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの３年間でございます。 業務の内容でございますが、まず１つ目といたしまして「この施設の維持管理及び運営に関する業務」、「この施設の利用許可及び利用制限に関する業務」、「この施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務」、「各号に掲げるもののほか、吉野町または指定管理者が必要と認める業務」でございます。 管理の基準につきましては、「吉野材の魅力発信拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則」及び「吉野材の魅力発信拠点施設の施設管理に関する協定書（案)」に定めるとおりでございます。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 ございませんか。 おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたしました。 日程９　　議第６号「吉野山ビジターセンターに係る指定管理者の指定について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　）

	説明を求めます。宮本参事。
宮本文化観光参事	失礼いたします。 議案等説明資料の９ページをお願いいたします。 議第６号につきましてご説明を申し上げます。 指定管理の概要でございます。 施設の名称「吉野山ビジターセンター」でございます。 施設の所在地「吉野山 2430 番地」でございます。 指定管理者となる法人等でございます、所在地「吉野山 2498 番地」団体名「宗教法人　金峯山寺」でございます。代表者職、氏名でございます「代表役員　五條良知」でございます。 選定委員会の開催の有無でございますが「なし」でございます。 指定の期間、令和２年４月１日から令和９年３月 31 日でございます。 業務の範囲でございます「この施設の維持管理及び運営に関する業務」、２つ目「この利用の許可及び利用の制限に関する業務」、３つ目といたしまして「この使用に係る利用料金の徴収に関する業務」、４つ目といたしまして「前各号に掲げるもののほか、吉野町又は指定管理者が必要と認める業務」でございます。 管理の基準でございます「吉野山ビジターセンター管理規則」、並びに「吉野山ビジターセンターの施設管理に関する協定書（案)」に定めるとおりでございます。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますがご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本案は産業建設委員会に付託することにいたします。 日程 10　議７号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第７号について」

	を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 奥出参事。
奥出総務参事	失礼します。 説明資料10ページ、11ページをお願いします。 議第７号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第７号」につきまして説明申し上げます。 まず第１条で歳入歳出の補正それぞれ9,247万９千円を増額し、66億453万６千円と定めるものでございます。また第２条におきまして繰越明許費でございます。２款の総務費である学校跡地整備事業から10款災害復旧費現年単独災害復旧事業まで、計12事業で総額３億2,024万１千円の繰越明許をお願いするものでございます。また第３条におきましては、地方債の補正でございます。まず追加が中学校整備としまして補正額 280 万円。また変更におきましては上水道安全対策80万円増額、またカヌーコース等整備が560万円増額するものでございます。歳入歳出の補正の概要について説明申し上げます。まず歳入でございますが、14款国庫支出金449万６千円。17款寄附金でございます７千万円、これにつきましては世界遺産・吉野ふるさとづくり寄附金、いわゆるふるさと納税の増額でございます。また19款繰越金1,382万９千円。それから21款の町債でございますが、さきほどの地方債の補正のとおりでございます。歳入補正額合計9,247万９千円。歳出につきましては、２款の総務費6,028万４千円、これにつきましては退職手当組合負担金及びふるさとづくり基金への積立金でございます。また４款の衛生費につきましては 1,800 万円の減額、水道事業特別会計繰出金の減額でございます。また６款観光商工費につきましては 3,680 万８千円。こちらにつきましては、ふるさと納税関連経費の増でございます。また９款の教育費につきましては 1,503 万４千円、退職手当組合の負担金及び吉野中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備工事費等でございます。以上歳出合計が、補正合計が 9,247 万９千円でございます。ご審議の程宜しくお願い申し上げます。

薮坂議長	質疑を求めます。 おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 11　議第８号「令和元年吉野町農業集落排水事業特別会計補正予算（案）第１号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。奥田参事。
奥田暮らし環境参事	議案説明資料 12 ページをご覧いただきたいと思います。 議第８号でございます。予算の名称につきましては「令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計補正予算第１号」でございます。今回補正をお願いするものは、地方債の補正２条でございます。起債の目的として資本費平準化、補正額 390 万円を増額し、補正後の限度額を 830 万円にさだめるものでございます。 続きまして、歳入の補正でございます。概要でございます。３款繰越金、補正額マイナス 390 万円。これは一般会計繰入金の減額でございます。６款町債、390 万円。これは説明させていただきました地方債の補正でございます。一番下段でございます、公債費の特定財源のうち、地方債を 390 万円増額し、その他一般会計繰入金を 390 万円減額するものの補正でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 上滝議員。
上滝議員	今、説明していただいたその説明の中で下水道事業債が 390 万。これの利息、だいたいどのくらい要るのか。ようするにこれ見ましたら一般会計繰入金が 390

	万減額しとるということは、町が金がないから 390 万を削減して、また借金をしたということに理解をしていいのかどうか。ご質問させていただきます。
薮坂議長	奥田参事。
奥田暮らし環境参事	今回の資本費平準化の関係でございますが、算定基準額の変更によりまして最大 830 万の限度額が可能となりそれをもって今回補正をお願いするものでございます。ただいまご質問いただきましたその部分での利息等はどういったものになるかというところにつきましては、今手元に資料がございませんのでまた委員会でご説明をさせていただきたいと思います。
薮坂議長	上滝議員。
上滝議員	今、お聞きしまして限度額が上がったから資本費平準化債というものがあるのでそれを利用したという理解でいいですか。 はい。わかりました。
薮坂議長	ほかに質疑ございますか。 （「質　疑　な　し」　の声あり　） おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「　異　議　な　し　」の声あり　） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 12　議９号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第３号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥田参事。

奥田暮らし環境参事	それでは議案説明資料の 13 ページをご覧ください。 議第９号「令和元年吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第３号について」でございます。今回補正の行う内容でございます。 収益的収入及び支出の補正２条関係でございます。収入のほうで補正額マイナス 1,800 万円、補正後の額としまして３億 3,559 万円とするものでございます。 続きまして、資本的収入及び支出の補正３条関係でございます。収入といたしまして、補正額 80 万円。補正額の後の額でございますが１億 9,096 万円でございます。 続きまして、当初予算４条の本文括弧書きの補正でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億　2,908 万円は当該年度分、損益勘定留保資金１億 2,908 万円で補填するものでございます。 続きまして、収益的収入の補正の内容でございますが、１款水道事業収益、補正額マイナス 1,800 万円。これにつきましては２項営業外収益、一般会計補助金の減額になるものでございます。令和２年２月末の収支見込額、それに基づきまして減額をするものでございます。 続きまして、資本的収入の補正、資本的収入 80 万円を増額するものでございます。これにつきましては第３項他会計補助金の額、一般会計の補助金でございますが、を増額するものでございます。これの内容としましては事業費の増加、工事の増加によるものでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 13　議 10 号「令和２年度吉野町一般会計予算（案）について」を議案と

	して上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥出参事。
奥出総務参事	失礼します。 説明資料の 15 ページをお願いします。 議第 10 号「令和２年度吉野町一般会計予算（案)」でございます。 まず、第１条におきまして歳入歳出予算でございます。 令和２年度の予算 63 億 2,500 万円でございます。前年度比３億 9,200 万円の増。また第２条におきましては「債務負担行為」事項につきましては「大型プリンタ更新」で令和３年から令和７年度まで限度額 676 万５千円。また「小中一貫教育校整備」で令和３年度までで７億 7,215 万円の限度額でございます。また第３条は「地方債」でございます。地方債につきましては、公共交通活性化対策の目的から一番最下段にります臨時財政対策債まで合計８億 7,328 万３千円の起債を起こすものでございます。なお、そのうち「過疎債」につきましては７億 4,980 万円。その他につきましては１億 2,348 万３千円でございます。 16 ページをお願いします。 まず、令和２年度の歳入予算について変更点が２点ございます。欄外一番下に書いてございますが、まず第６款「法人事業税交付金」が新設されました。こちらにつきましては平成 31 年度地方税制改正により、地方法人課税における偏在是正措置として新設されたものでございます。また第８款につきましても「環境性能割交付金」といいまして、これも新設されました。従来の自動車取得税交付金は廃止されたところでございます。それでは歳入予算の概要について説明申し上げます。主なものを申し上げます。１款の町税でございます。 令和２年度予算額６億 8,751 万８千円、前年度比 674 万３千円の増でございます。また、第６款、先ほど申しました「法人事業税交付金」でございます。 473 万４千円。７款「地方消費税交付金」は１億 6,730 万円。前年比 2,484 万３千円の増でございます。また、先程申しました８款「環境性能割交付金」でございます。161 万２千円でございます。 11 款「地方交付税」でございます。25 億 3,537 万円。前年度比１億 2,164 万６千円増でございます。また 15 款「国庫支出金」でございますが、４億 4,898

	万９千円、こちらにつきましては4,914万８千円の増でございます。 16款「県支出金」につきましては、３億1,669万４千円、前年比2,694万６千円の減でございます。 18款「寄附金」でございます。３億742万３千円、こちらにつきましては１億3,916万６千円の増。 また19款「繰入金」基金等からの繰入金でございます。４億3,920万２千円、前年度比１億8,763万７千円の減。 それから22款「町債」先ほど申しました８億7,328万３千円、歳入合計につきましては、63億2,500万で、前年比３億9,200万円の増でございます。 歳出について主なものを申し上げます。 １款「議会費」でございます。6,918 万２千円でございます。前年度比 782万４千円の減でございます。 ２款「総務費」ございますが、10億2,126万６千円、前年比7,698万６千円の減でございます。 それから６款びの「観光商工費」でございます。３億 5,236 万５千円、こちらにつきましては3,646 万 9 千円の増、また７款の「土木費」につきましては３億4,417万６千円で、前年比3,286万６千円減でございます。 ８款「消防費」は４億1,169 万２千円、前年比 4,432 万２千円の増でございます。 ９款「教育費」につきましては、12億1,839万６千円、５億816万９千円の増でございます。 11款の「公債費」につきましては、６億1,715万２千円、前年比836万４千円の増でございます。 歳出合計63億2,500万円、前年比３億9,200万円の増でございます。 尚、４番におきましては「地方債」の各増減の見込みを記載させてもらっております。以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
薮坂議長	質疑を求めます。

	ございませんか。 上滝議員。
上滝議員	今、上手に奥出総務課長ですか、ご説明を願ったわけでございますけれども、行政側の立場でもの言いますと、大変住民の方がわかりにくい。われわれ解ってもほかの人が解らないというような状況をよく聞く中で、ちょっと教えてください。この予算総額が、前年度よりも増えております。63 億 2,500 万２万。そのうちの経常収支比率はさきほど中井町長の方から 30 年度の経常収支は 99.8 と聞きました。そこへ昔から言うとる人件費の中で、物品費の中の賃金を給与に入れて令和２年に出されたいうことを聞いておりますけれども、そのことによって経常収支比率がもっと高こなるんちゃうかいなと思うんですけれどもいかがなもんでしょう。
薮坂議長	はい。奥出参事。
奥出総務参事	失礼します。賃金をを物件費から人件費にもってきたことによる影響をお聞き、お尋ねのことだと思うんですけれども。
上滝議員	はい。
奥出総務参事	会計年度任用職員にはパートタイムとフルタイムがございます。 パートタイムにつきましては、臨時的な経費ということで算定されますので、算定につきましては大きく変動はないと考えております。 尚、今おっしゃってくれましたように、人件費の中で、会計年度任用職員の報酬がパートタイムにつきましては８千万余り、またフルタイムにつきましては 4,700 万円余りが人件費に算入されております。物件費の方で１億 6,100 万円余りが減額されているというところでございます。以上でございます。
薮坂議長	はい。上滝議員。

上滝議員	はい、よくわかりました。それでしたら、この 63 億 2,500 万円の当初の予算総額の中の経常経費っていうのはどれぐらいあるのかわかりますか。
薮坂議長	はい。奥出参事。
奥出総務参事	恐れ入ります。そこまでちょっと細かい資料を持ち合わせておりませんので、また説明させていただく機会があればと思います。
上滝議員	はい。
薮坂議長	今、おっしゃった通り資料も含めて委員会で詳しい説明を求めるということでいかがでしょうか。
上滝議員	はい。結構です。
薮坂議長	はい。それでは委員会の方で、続きの詳しい資料を提出していただきながらということにさせていただきます。
上滝議員	はい。
薮坂議長	他に質疑ございますか。 はい。おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） はい。異議なしと認めます。 よって本案は予算決算特別委員会に付託することといたします。 日程 14　議第 11 号「令和２年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

	小泉参事。
小泉住民福祉参事	失礼します。 説明資料のほうの 18 ページをお願いいたします。 議第 11 号「令和２年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案)」につきましてご説明を申し上げます。 まず、予算の概要でございますが第１条に歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 1,300 万円と定め、第２条「一時借入金」につきましては一時借入金の最高額を５千万円と定めております。次に中身につきまして簡単に説明をさせていただきます。まず歳入でございますが、１款「国民健康保険税」２億 1,337 万円、３款「国庫支出金」620 万４千円、４款「県支出金」８億 9,892 万１千円、６款「繰入金」8,328 万円、7 款「繰越金」1,001 万円など、歳入総額 12 億 1,300 万円でございます。 次に歳出でございます。主なものにつきましては、２款「保険給付費」といたしまして８億 9,203 万６千円、３款「国民健康保険事業費納付金」といたしまして２億 7,971 万８千円など、歳出の総額を 12 億 1,300 万円とするものでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することといたします。 日程 15　議 12 号「令和２年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉参事。

小泉住民福祉参事	説明資料の 19 ページでございます。 議第 12 号「令和２年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案)」につきましてご説明を申し上げます。 まず予算の概要でございますが、第１条に歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億 6,400 万円と定め、第２条「一時借入金」につきましては最高額を１千万円と定めております。中身につきまして簡単に説明をさせていただきます。 まず歳入予算の主なものといたしましては、１款「後期高齢者医療保険料」が１億 901 万１千円、３款「一般会計からの繰入金」が 5,056 万９千円など歳入総額１億 6,400 万円でございます。 次に歳出でございますが、主なものにつきましては２款「後期高齢者医療広域連合納付金」が１億 5,582 万１千円、３款「保険事業費」が 460 万２千円など歳出総額１億 6,400 万円とするものでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり） おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することといたします。 日程 16　議 13 号「令和２年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。小泉参事。
小泉住民福祉参事	説明資料の 20 ページでございます。 議第 13 号「令和２年度吉野町介護保険特別会計予算（案）につきましてご説

明を申し上げます。

まず予算の概要でございますが、第１条に「保険事業勘定」につきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 2,490 万円とし、「サービス事業勘定」の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 284 万８千円と定めるものでございます。第２条「一時借入金」につきましては、最高額を「保険事業勘定」３千万円と定めるものでございます。

次に主な中身につきまして簡単に説明させていただきます。

まず、「保険事業勘定」につきまして、歳入予算の主なものといたしましては、１款「保険料」が２億 2,502 万２千円、２款「国庫支出金」が３億 4,836 万円３款「支払基金交付金」が３億 4,113 万３千円、４款「県支出金」が１億 9,441 万７千円、６款「繰入金」が２億 1,590 万３千円など歳入合計といたしまして、13 億 2,490 万円でございます。

次に歳出でございます。主なものといたしまして２款「保険給付費」が 12 億 2,813 万７千円、３款「地域支援事業費」が 7,520 万６千円など、歳出合計を 13 億 2,490 万円とするものでございます。

次に 21 ページでございます。「サービス勘定」になりますが、歳入につきまして、１款「サービス収入」といたしまして 74 万円、２款「繰入金」といたしまして 209 万８千円など歳入総額 284 万８千円でございます。歳出につきましては１款「サービス事業費」といたしまして 284 万８千円でございます。以上ご審議の程宜しくお願いをいたします。

藪坂議長　質疑を求めます。

（「質疑なし」の声あり）

おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

	日程 17　議 14 号「令和２年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 奥田参事。
奥田暮らし環境参事	それでは説明資料 22 ページをご覧ください。 議第 14 号「令和２年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）」でございます。 １条の歳入歳出予算でございます。総額２億 5,410 万円と定めるものでございます。続きまして２条でございます。「地方債」下水道事業として限度額 1,850 万円「資本費平準化」4,150 万円あわせて６千万円として定めるものでございます。また３条の「一時借入金」としましては２千万円と定めるものでございます。 続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。 １款「分担金及び負担金」から７款「町債」まであわせまして２億 5,410 万円でございます。続きまして、歳出予算でございます。１款「下水道事業費」7,272 万７千円、２款「公債費」１億 8,137 万３千円、歳出合計としましては２億 5,410 万円でございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 （「質議なし」の声あり） おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 18　議 15 号「令和２年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。 奥田参事。

奥田暮らし環境参事	それでは説明資料23ページをご覧ください。 議第15号でございます。 １条歳入歳出予算の総額を3,300万円と定めるものでございます。 ２条「地方債」でございます。「資本費平準化」として限度額890万円とするものでございます。また３条「一時借入金」につきましては１千万円と定めるものでございます。続きまして歳入予算でございます。 １款「使用料及び手数料」から５款「町債」まであわせまして 3,300 万円でございます。続きまして歳出予算でございます。 １款「農業排水集落事業費」として912万２千円、２款「公債費」2,387万８千円歳出総額につきましては 3,300 万円でございます。以上、ご審議の程宜しくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。ございませんか。 おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程19　議16号「令和２年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。奥田参事。
奥田暮らし環境参事	それでは説明資料の24、25ページをご覧いただきたいと思います。 議第16号「令和２年度吉野町水道事業特別会計予算（案)」でございます。 まず、予算の概要でございます。２条業務の予定量でございます。給水戸数としまして383件を計画しております。前年度増減を比較いたしまして50件の減でございます。続きまして年間総給水量でございます。72万立法メートルを計画いたしております。前年と比べまして1,500立米の減となっております。

続きまして、1日平均給水量でございます。1,973 立方メートルとしております。また主な建設改良事業費でございます。これにつきましては 3,791 万7千円を計上いたしております。場所につきましては喜佐谷地区、配水管敷設工事を予定しております。続きまして、３条関係の収益的収入及び支出でございます。まず、収入でございます。１款「水道事業収益」３億 566 万円、内訳としましては営業収益以下特別利益までのものでございます。続きまして支出でございます。１款「水道事業費用」としまして３億 8,915 万円でございます。続きまして資本的収入及び支出、４条関係についてご説明申し上げます。

収入のほうから１款「資本的収入」１億 1,211 万円でございます。主な内容につきましては、１項「企業債」から５項「その他」資本的収入になっております。

続きまして支出でございます。１款「資本的支出」につきましては２億 7,227 万円、内訳としまして１項「建設改良費」１億 710 万円、２項「企業債償還金」１億 6,517 万円でございます。資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額１億 6,016 万円は当該年度分損益勘定留保資金１億 5,201 万円及び過年度分損益勘定留保資金 815 万円で補てんするものでございます。

25 ページをご覧いただきたいと思います。５条の「企業債」でございます。限度額 3,740 万円と定めるものでございます。起債の目的としましては、喜佐谷地区配水管敷設工事でございます。また、６条関係の「一時借入金」としまして 1,500 万円と定めるものでございます。続きまして他会計からの補助金９条関係でございますが、9,172 万円と定めております。また、たな卸の限度額としまして 320 万１千円と定めるものでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

藪坂議長　質疑を求めます。

（「質議なし」の声あり）

おはかりいたします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

	異議なしと認めます。 よって、本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 20　同第１号「吉野町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を４分の１以上とすることにつき同意を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 説明を求めます。上林参事。
上林総合政策参事	それでは、議案説明資料 26 ページをご覧いただきたいと思います。 同第１号についてご説明をさせていただきたいと思います。 同意を求める内容といたしましては、吉野町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を４分の１以上とすることについてでございます。参考事項をご覧いただきたいと思います。 農業委員会等に関する法律第８条第５号の規定では、認定農業者等又はこれに準ずる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない旨の規定がありますが、その区域において認定農業者が少ないと場合。同法施行規則第２条第２項の規定により、議会の同意を得て委員の４分の１以上とすることができます。吉野町農業委員会の場合、農業委員の定数は 12 人でございますが、７人以上認定農業者等とすることが必要でございますが、議会の同意を得て定数を４分の１（３名以上）とするものでございます。 今後の任命スケジュールについてご説明させていただきます。 ４月に候補者評価委員会により任命予定者を選定させていただきたいと考えております。６月議会に委員の選任同意を上程させていただく予定でございます。7 月 20 日に町長により任命というかたちにさせていただきたいとスケジュールを考えております。以上ご審議をよろしくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 おはかりします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますがご異

	議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、本案は産業建設委員会に付託することといたします。 続いて一般質問に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、一般質問に入ります。日程21です。 山本義史議員より出されております （１）「心が豊かになるまち吉野町」について （２）町内の産業振興政策である観光産業と木材関連産業について （３）「吉野小学校」と「吉野北小学校」の跡地について の一般質問をお願いします。 山本議員。
山本義史議員	３番、山本義史でございます。一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。 中井章太町長、おめでとうございます。また、中井町長になってからの一般質問の一番最初ということで、非常に大変光栄に感じております。何とぞよろしくお願いいたします。 「心が豊かになるまち吉野町」ということで、町長選からもずっと町長のほうは、そのことに関して言われておりました。 既に吉野町の広報紙や先ほどの令和２年度施政方針等でお話をいただいておりますが、改めまして、吉野町民の皆様に分かりやすい言葉でご説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。
薮坂議長	町長。
中井町長	１番目の質問ということで、ありがとうございます。 山本義史議員から「心が豊かになる町」とはということで、ご質問をいただきました。

	これは私が選挙のときに公約として「人」、「循環」、そして「安全」というキーワード、この３つの柱を軸に、政策を展開していきたいということで常に訴えさせていただきました。 今の吉野町を見ますと非常に50％以上が65歳、本当に選挙戦も通してですけれども、非常に交通手段であったり、いろいろな様々な形で来ている方が非常に課題を抱えている、不安を抱えている。 その中で、やはり過去ずっと笑顔が輝く町づくり、いろいろな形で皆さん方が、行政も議会の皆様とともに政策を打ってまいりましたけれども、やはり暮らす人が、そしてその人の心が豊かになる町とはどういうことなのだろうか。 当たり前の日常、そして日々の暮らしの中で行きたいところに行ける。その暮らす人がやはり一番輝かなければならない。そうしないと、その町そのものが輝かない、そして人も集まらない。そんな思いの中で、私は「人」というキーワードを軸に、その心がやはり豊かになるための政策とは何か、それは当たり前のこと。そして、今コロナウイルスであったり、自然災害がある。そのときにこの町で暮らす安心を担保できる。そのような日常生活を営むことができる。そういったことが心豊かな町づくりにつながるという思いの中で私の公約として掲げさせていただいております。以上でございます。
薮坂議長	山本義史議員。
山本義史議員	「人」、「循環」、「安心」ということで、それらが調和することによって、よりよい吉野町になっていくのかなと思っております。 吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがございますけれども、そのあたりの施策との相関関係といいますのは、どういうふうに考えておられるのか、ちょっとご説明を願いたいと思います。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	自席にて失礼いたします。

	この「まち・ひと・しごと」ですけれども、来年度第５次総合計画に向けていろいろな形で、これが連動した形、一本化した形で考えていかなければならないということでございます。 その中で、「ひと」、「まち」、「しごと」の中で掲げられた政策の中で、私がこの３つの柱を掲げさせていただいておりますけれども、「ひと」に関しては、やはり先ほども申し上げさせていただきましたけれども、まちづくり基本条例の中に吉野町が掲げています。それは情報共有であり、そしてまた人権の尊重であり、参画協働という形のこの基本ベースというのが、やはり人づくりの中において一番大事であるということをもう一度、今回の選挙戦も通してですけれども、再確認をさせていただきました。それがやはり軸となり、安心できる、そういうシステムをつくり上げることになるんじゃないかなという思いの中で、私はもう一度まちづくり基本条例の根幹を今回の産業にしても、観光にしても、いろいろな中で町の中で経済を動かしている中の「人」という部分をもう一度見直すべきであるのではないかなという思いの中から、第５次総合計画の中には恐らくいろいろな政策が出てこようかと思います。それはまた後の質問にあろうかと思いますけれども、庁舎の問題であったり、小学校の跡地利用の問題そしてまた交通移動の問題、この辺というのをやはり老朽化しているインフラ整備も含めまして、国土強靭化の地域計画というのを大きな意味で町のグランドデザインを描きながら、地域拠点をどういうふうに持っていくか。そんなところが以前掲げられたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でどれぐらいできていたのだろうか。その検証を事業検証も含めて、外部評価も今行われていますけれども、もう一度検証し直して、そして５次総合計画と、そしてまち・ひと・しごと創生総合戦略を一本化して、そこに移動手段である交通網をしっかり構築できる国土強靭化地域計画というのをしっかりと見据えながらつくり上げていきたいなというふうに思っております。
薮坂議長	山本義史議員。
山本義史議員	ありがとうございます。

	吉野町民の皆さんが中井新町長の手腕に期待しておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。 続きまして、町内の産業振興施策であります観光産業と、それから木材関連産業等についてちょっとご質問させていただきます。 吉野町の活力を生み出す産業振興政策では観光関連産業と木材関連産業をどのような展望で町長は考えておられるのか、お話していただきたいです。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	今ご質問にあったとおり吉野町におきましては、木材関連産業と観光産業は基幹産業でございます。特に木材産業に関しましては町内の６割を占めるという形で非常に過去から含めますと、非常に山そのものは川上からまた東吉野等とかを流れてくるわけですけれども、やっぱり製材業を拠点として、そしてまたそこに割り箸業、樽丸業、今では集成材業を中心とした大きな基軸をいただいております。 それと同時に観光産業ですけれども、これもやはり歴史深い山本議員も、吉野山はやっぱり日本一の桜の名所。そして、修験道の聖地でございます。これは、いずれも一過性のものでできたものではない。やはり受け継がれてきた先人の技術であったり、そして思いがつながり、修験道であれば1300年、林業であれば500年という歴史を積み上げてこられました。いま一度、単体ではなかなか、今木材市場もそうですけれども、木材の価格が下落し、そしてなかなか市場でこの吉野材が流通しにくくなっている。そういったところで、木そのものを見ていくんではなくて、先ほどお話させていただいた歴史であったり、ストーリーというのをもう一度見直しながら、そしてまた観光資源である吉野山の修験道歴史、そこらを含めまして、聖地吉野としてのブラッシュアップをさらに磨きをかけて、この地の木である、この地の場所が吉野の魅力であるという土地柄を含めまして観光と木材産業を一体化させた、そのような政策の中で吉野に人を呼び込む、そして企業を呼び込んでくる、そのような施策を進めてまいりたいなと思っております。

薮坂議長	山本義史議員。
山本義史議員	吉野町の第一産業というのは木材関連産業ということで、第２番目がやはり観光ということで、町長がおっしゃったように木材と、それから観光とが一緒にできるような何かあればいいなと常々思っておりますので、よろしくお願いいたします。 そして、注ぎ水といいますか、いろんな吉野町が支援する中で、注ぎ水的なものになるんじゃないかな。これが大きな木関係には産業の増進といいますか、森林環境譲与税というものの利用の仕方というのを、町長、今現在どのようにお考えなのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	昨年から森林環境譲与税というのが創設されまして、実質、令和６年から森林環境税が個人の皆さん方から税の徴収されるということが始まるんですけれども、昨年からは国としては200億。それで、今年度に関しましては前倒しで恐らく400億、全国ですね。環境税そのものが増えてくると。この用途というのは非常に幅がある。これは林野庁からも含めて説明を聞いておりますけれども、従来の放置林であったりとかまた人材育成とか、そういうふうな部分に使えると同時に、都市の木造化。やはり守る部分と攻める部分、こういった部分の中で利用ができるということで、町としては、昨年度は約1,300万ほどですか、その中で今年度も予算にも計上していますけれども、基本的に安全を守るということと、放置林をどうやって防ぐかということで、道路の障害になる、支障になる部分を中心に、そういった部分に活用する部分と、そしてまだまだこれから進めていかないといけないんですけれども、林業の労働者、人材育成の部分も、これは吉野町単体だけではなく、やはり広域的にこの資源を、お金を使って育てていく。そこには吉野高校跡地にフォレストアカデミーという、県が主導でやっておりますフォレストアカデミーという大学校が来年度からできる予

	定になっています。ここの連携も含めて吉野町への人材、そしてまた広域での人材育成で森林整備をしていくというふうな形のどちらかというと人材育成、そしてもう一つは、都市の木造化、ここは市場を持っているのが大手のゼネコンであったり、そういった大きな市場の工務店さんが持っています。そういった企業の方々が実際にこの地域の現状を余り知られていない。ですから、そういったところの方々と意見交換をしながら地域の木材事業、そしてまた森林環境というのを私自身もトップとして、そういう場をつくっていきたいなというふうに思っております。
薮坂議長	山本義史議員。
山本義史議員	結構な金額が入ってくるような感じになります。ぜひとも奈良県とも協力し合いまして、無駄のないような利用をしていただきたい、有意義な利用をしていただきたいなと思っております。 それから、先ほどの令和２年度の施政方針の中で、吉野町地域公共交通網形成計画の町内の観光地へのアクセスの見直しというふうに書かれておりました。主に観光地といいましたら吉野山、国栖、それから津風呂湖、そして宮滝というふうな要所要所なんですけれども、これらを含めた吉野山観光周遊システムの一つである吉野山の２次交通というものをどのようにお考えになっていただいているのかというのをちょっとお話していただきたい。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	交通移動システムというのは、私も選挙戦を通していろんな形で訴えさせていただきました。これは、既存のある吉野町の今スマイルバスであったり、また通学バスであったり、デマンドだったり、様々な形の交通体系があるんですけれども、非常に日々生活をする方々の安全・安心につながる交通と、そして今山本議員がおっしゃられた観光として地域の拠点をつなぐという、この辺というのをもう一度根本的に見直していかないといけないんじゃないかという思

いで形成計画というのを見直しを今年度する予定になっております。それは、やはり運動公園であったり、中荘の温泉であったりですとか、やはり従来であれば車で行けた方々が車で行けなくなっている、こういう方々にはそういった場所をどうやって連動していくか、そしてまた国栖の里であったり、宮滝遺跡であったり、吉野山という観光の名所になる場所をどうつなげていくかというのは、これは、やはりスマイルバスの形を変えていくか、もしくはもう少しこういうような形で循環バスをぐるっと回すかとか、そういうようなことも検証しながらやっていこうかなというふうに思っています。

吉野山の２次交通に関しては従来ケーブルが止まって、その後県との包括協定の中でどうやって周遊システムを考えていくかという話も今検討しているところでございます。

その中で世界の吉野山、やはり美しい景観を守り続ける。それは後世に向けても守り続けなければいけないし、そしてまた事業をするならば事業の採算性、そういったものを持続可能にしていかなければならない。そういった事業生産性と景観も含めて行政側ができる部分、そしてまた地域ができる部分もしっかりとコンセンサス取りながら、進めていきたいなというふうに思っています。

藪坂議長　山本義史議員。

山本義史議員　スマイルバスについては、前にも何度か一般質問させていただきましたけれども、やはり乗り継ぎとか、乗換えの方法によって非常に便利になったと言われる町民の方の意見もございますので、同じお金をかけるのでしたら、よりよいスマイルバスの運行にしていただきたいなと思います。

それと、吉野山の２次交通についてもいろんな問題点はありますが、やはりある程度スピード感がないと、なかなか難しいものであるかと思いますので、町長におかれましても、スピード感を持った事業にしていただきたいなと思っております。

それから、大きな事業はありますけれども、いろいろな政策の中で小さいことではありますけれども、吉野町がちょっとした先ほど言った注ぎ水みたいな

	ことをして、産業が飛躍的に伸びたりするような事業あるいは地域が一生懸命やっていることを少し後押しするような事業も地域住民の細かい意見を聞いてしてあげていってほしいなと思っております。自治協議会であったり、あるいは吉野町がしています補助金制度なんかも非常によい事業だと思っております。特にまた継続事業にしたほうがよい事業等、そういったものはやはり継続的な補助金というのももう少し考えていただいて、地元がやる気になって一生懸命やっとんねやったら、それには出しますよという、荒井知事ではないですけれども、そういった柔軟な考えも持っていただきたいなと思います。 産業振興施策といいますのは、吉野町全体をよりよいものにする最良の手段だと思っております。やはり産業が活気づきますと、それによりまして税金も増え、教育、福祉等に反映させていただくことができると思いますので、何とぞよろしくお願いしたいなと思います。 続いてでございます。吉野小学校と吉野北小学校の跡地についてございます。 令和２年度施策方針の中には書かれておりませんでしたが、小中一貫校による吉野小学校と吉野北小学校の跡地をどのように活用されようと今現在考えておられるのか、お聞かせください。また、それによる吉野町役場本庁舎の今後の利用についても、もし案等ありましたらお話していただきましたら、お願いいたします。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	施政方針の中には細かくは書いておりませんでした。 ただ、吉野町おきましては、小中一貫校が令和４年４月に開校します。それに伴い小学校２校が活用を考えていかなければならない。それと同時に、今議員がおっしゃられたように庁舎をどうするか。 これは北岡町長時代にも私も何度か質問させていただきました。そのときに２校の活用について、吉野小学校であったりとかという話も北岡町長の考えの中ではあったように思います。 ただ、私、今回の選挙戦通して、また昨今の災害状況を鑑みて、選挙戦を戦

わせていただいたのは、やはり第一に町民の命を守ると。その防災機能の拠点をどこに持っていくか。

これは先ほどの国土強靭化地域計画のインフラ整備とも連動してくるんですけれども、そういった視点を第一に持っていきたい。その町づくりのグランドデザインを描いた中で庁舎をどこにするか。従来のように庁舎というのは１つのところで本当に必要なのかどうか。やはりこれだけテレワークの時代になった中で、分散型の庁舎機能もできるんじゃないかなと。様々な方法性を見出しながら、吉野町にとってふさわしい庁舎整備を進めていきたいなというふうに思います。

小学校の跡地利用につきましては、これは議会の視察等もありますけれども、様々なところで視察もこれからも行かせていただきますし、見てきたものも含めまして、やっぱり企業とともにつくり上げるというのも１つの提案ではないかなというふうに考え、私の中ではあります。

やはり２つあるところで、今吉野町全体を見ますと、にぎわいの場所がない。このにぎわいの場所をどうつくっていくかといったときに、やはり吉野小学校、吉野北小学校、そしてまた庁舎を含めた中でにぎわいの拠点をいかにつくっていくかということも庁舎内での検討会議も進めながら、また地元のいろんな方々のお話も聞かせていただきながら進めていくというのが今の段階での私の考えであります。

薮坂議長　山本議員。

山本義史議員　ありがとうございます。

産業振興をするには、やはり重要なキーポイントになって、跡地をどのように利用するかということによって吉野町の産業がかなり変わってくるんじゃないか、また、にぎわいづくりということで吉野町がにぎわう町になるのではないかなと思っております。

先ほどの話の中にもありましたように、企業誘致をするのだというのがありましたけれども、例えば空いた場所に大学のキャンパス、吉野キャンパスを持

	ってくる等のアイデアなんかも企業誘致と同じようにすれば、若者が集まるような拠点にもなるんじゃないかなと。 私、娘の関係で奈良女子大のほうの小路田副学長とちょっとお話をしに行って、文学部をそっくりこの吉野町に持ってきて、吉野キャンパスをつくってもいいんじゃないか。駅から30分の徒歩で行けるようなところがたくさんありますよという話をしとったんですけれども、なかなかゼミとかゼミハウスとか、そういう感じやったら、すぐできる感じやねんけどなという話で止まっておるんですけれども、そういった企業誘致もそうですけれども、大学誘致なんかもちょっと頭の中に考えていただいたらいいんじゃないかな、関西大学の吉野キャンパスなんかもいいんじゃないかなと思っております。 令和２年度施政方針の中に「町民の皆様に寄り添い、向き合うことで真の課題を見つけ出し、不安を希望に変える施策を一つずつ着実に進めます。」という文章が書かれておりました。町民の皆様に寄り添い、よりよい吉野町にしていただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
薮坂議長	ただいまをもちまして一般質問の午前の部を終わらせていただきます。 引き続きまして、午後１時再開ということで、次は上滝議員から始まります。午後１時よろしくお願いいたします。 では、午前の部散会させていただきます。 （　休憩　午後１２時　３分） （　再開　午後　１時００分）
薮坂議長	ただいまより午後の部を再開いたします。 上滝義平議員より提出されております （１）吉野町の将来について の一般質問をお願いします。 上滝議員。

上滝議員	５番上滝でございます。 まず最初に、中井町長、当選おめでとうございます。 これから30分間与えられた時間にのっとって一般質問をさせていただきます。 質問内容につきましては、先ほど議長がおっしゃったとおり、吉野町の人口についてでございます。 北岡町長が就任して12年経過した人口と北岡町長がおったときの人口を比較しますと3,000人ほど減少しております。人口で言えば、前町長が就任した当時の人口は9,796人でございました。現在、１月末現在では、吉野町の人口は6,856人でございます。 そんな中で、私のほうからこの人口が減少するに伴っていろいろと御質問をさせていただきたいと思います。 まず、吉野町の第４次総合計画でも基本目標を立てながら定住促進を進めてきたと思いますが、この減少の原因はどのように考えているのか。また、これから第５次総合計画の策定をすると思いますが、町長として今後の対策について具体的にお聞かせ願いたいと思います。 自席でお願いします。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	上滝議員の質問に自席にて答弁させていただきます。 まず、北岡町長就任時、先ほど上滝議員がおっしゃられました9,700人台から約3,000人が減っております。 その減少の原因ですけれども、これは日本全国地方の、特に地方ですけれども、人口が減少の中で、吉野町の特に一番大きな原因は、やっぱり小規模事業所を中心とする事業者のそこの木材関連を中心する衰退、そしてまた商店街もある程度北岡町長が就任当初からも衰退はしておりましたけれども、そういうふうな減少、そしてまた教育環境の問題で小学校、中学校まではこの吉野の地

	で学ばれても、高校、大学、その時点でやはり橿原であったり大阪に出てしまう。 　そういった様々な仕事の環境と教育の環境が重なり、その中で大きく3,000人ぐらいの減少になったというのが、今私の時点での分析でございます。 　５次総合計画に向けて、この人口減少に対してどういうふうな施策を取っていくか。これは本当にそう簡単なことではないと思っています。私自身も、この数字ですけれども、普通にいくと日本全国の人口も2050年には１億を切っていく中で、吉野町としても2040年には4,500とか、そういう数字が出ています。その中で私自身がやらなければいけないのは、今ここで暮らす人がいかに住み続けられるか、まずこのベースをつくることやと思っています。それは今、今回の選挙戦も通してですけれども、やはり高齢の方々が多い、そしてまた子育てをする環境、この世代の方々に満足いただける、幸せを感じていただける施策を打っていくことが、ひいては吉野町の人口減少に対する歯止めになるんではないかなという思いはございます。 　そのために何をするか。やはり吉野町と関わっていただける関係人口をもっと増やさないといけない。やはりこの地域で企業を起こす。今までであれば企業誘致という形の中で、吉野町の中で１つの企業を起こしていく。ただ、いろいろな全国の事例も見ていますと、大きな企業が来ても、今までやってきた仕事を持っていた方もそこに就職されて、最終的に地域の中でいろいろなものが、例えば小売店がなくなっていったりというケースも聞いています。ですから、この地域で住み続けるための企業創出できる方々との関係をつくっていくということと、あとはこの吉野の魅力をしっかりと全ての産業との一体化を通じて発信していく、プロモーションしていくという形でターゲットを絞った形の移住施策、教育施策を持っていかなければならないんじゃないかなという思いの中で、５次総合計画の中には、具体的にその辺も入れていきたいなというふうに思っています。
薮坂議長	上滝議員。

上滝議員	今おっしゃったとおり、企業の誘致が優先される。つまり企業も吉野町へ入ってきて、多くの雇用を生み出すというようなことが一番大事だと私も思っております。 そんな中、私なりに考えるところは、第４次総合計画の将来像に「自然の恵みと歴史文化が息吹くこころのふるさと吉野町」とありますが、コンサル頼みの型にはまった計画書ではこの人口の減少は食い止められません、食い止められないと思います。手作りで吉野町の有識者というんですか、経験の多い方から吉野町の定住促進に真剣に向き合える総合計画をつくり、魅力ある町づくりをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。作るということの約束を今この場でお願いしたいと思います。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	５次総合計画に向けて、私は「こころのふるさと吉野」、そしてまた、ふるさと吉野を次世代に継承する、その責任の下、今回の選挙戦も皆さん方のご支援をいただきましたので、その思い、決意は変わりません。
薮坂議長	上滝議員。
上滝議員	人口問題についてはこのぐらいにしますけれども、次に、吉野町の財政状況と今後の見通しについてでございます。 私は、これまで何度も財政状況と無駄遣いについて指摘をしてきました。改善されることなくだんだん悪化して、平成30年度決算では経常収支比率が99.8％になっております。 北岡前町長の後継者として町政を引き継いだ中井町長は、今の吉野町の財政状況をどのように分析し、どのように感じてるのかお答え願いたいと思います。
山本議員	中井町長。

中井町長	ただいまのご質問でございます。 私がちょうど１月26日に当選をさせていただきまして、それから予算のことも含めて、様々な今の吉野町の財政事情も説明を受けました。 その中で、今上滝議員おっしゃられているように財政と事業、そしてまた人員の問題ですけれども、非常に私もその当時議員として関わらせていただきました。やはり様々な事業を展開されており、プライマリーバランスという形でいくと、平成26年からマイナスが続いている。これはやっぱり借りる金額と、そしてまた返済する金額のバランスが崩れている。それと同時に、やはり私は一番感じているのは補助金とか、いろいろ国の制度が出てきます。その中で計画、予算が先にありきで、そして最後に人材という部分が多少あったように思います。ですから、そこに関わる人件費も少なくなることならずにそのまま来たという経緯がありますんで、そこらの部分、一旦今後も継承している部分の中でやらなければならない事業と、そして今後縮小できる、そしてまた組織をスリム化することによって人材起点から資金を取り入れて計画していくと、こういう形にシフトしていきたいなというふうに思っています。 そうやって事業そのものをもう一度選択と集中をして、財政のプライマリーバランスを少しずつ改善して、負債というのを減らしていきたいなというふうに考えています。
薮坂議長	上滝議員。
上滝議員	大体気持ちとして分かるんですけれども、私が過去のことを振り返りながらちょっとだけお話をさせていただきます。 今から14年前、平成17年度の財政状況の悪化したときに、経常収支比率は101.9％となっておりました。その危機感から、住民の皆さんにもサービスの低下をご理解、ご協力をいただいて、各団体の補助金のカット等々をやってまいりました。 その大規模な行財政改革をした結果、平成18年には96.4となり、福井元町長から北岡前町長に引き継いだときは88.8％まで下がり、正常化いたしました。

しかし、平成23年度から機構改革として単独の参事職をつくることにより、管理職の比率は、平成20年の34.9％から平成30年には43.9％になりました。これは奈良県内の町村の中で一番高い、高い比率でございます。その影響で平成30年度の人件費は9,000万円も増加しています。

一方、歳入は町税収入が7,000万の減、地方交付税は税として２億円減となっています。これが経常収支比率99.8％になっている大きな、大きな要因と言えます。歳入が減収し、危機的な状態になっているのに、効果のない海外出張、そして廃棄物処理問題ではさくら広域環境組合の脱退による損失など、無駄遣いが大変ございました。税金を納めてくださる町民の皆さんに十分なサービスが行き届かないまま、非常に申し訳ないと私も思いますけれども、中井町長、どう思われますか。

このような住民本位の行政ではない町政、財政状況を悪化させた北岡前町長の責任も含めて、町政を引き継ぐので、中井町長のほうからこのことを踏まえてお答え願いたいと思います。

藪坂議長　中井町長。

中井町長　確かに今上滝議員おっしゃられましたように、財政的には数字を見る限り、厳しい状況になっているのは事実だと思います。

これからさらに施設の老朽化、そしてまたインフラ整備、そしてまた庁舎の問題、最低限吉野町として町民の命を守る、そして安全を担保する中で、さらにこれから財政的にも投資が必要になってこようかなと思います。

その中で今、さくら広域の脱退、そしてまた海外出張というお話がありました。

私自身は、これからの戦略の中でいろいろなことが分岐点になってくると思います。それは我々行政側がこれから発信すること、そしてまた議会の皆様方に同意をしていただくこと、この中でしっかりと情報を共有できて、そしてまたその情報を町民の皆さん方に提供できるか。それを今回の選挙戦でも見えた部分なんですけれども、非常にさくら広域の脱退の件に関しましても、さくら

	広域脱退から、なぜ脱退して吉野町民の皆さん方にとってそれがプラスの方向なのか。ただ、出るイコールマイナスというふうな形での浸透が今回の選挙戦であったように思います。 　私自身の中では、しっかりとそこらの数字も含めて情報の提供、そしてまた共有を町民の皆様に差し上げたい。 　海外出張におきましても、一般的にいきますと、海外イコール無駄遣いというふうなイメージはあろうかと思います。私自身も議員時代より自腹でフランスも行かせていただきました。自腹で行くということも含めてですけれども、その意義というものは、トップセールスで行くためにはこういう効果があると。これもやはり町民の皆様方にしっかりと伝えていく。だから、今回フランスに行く、またスペインに行くという意義が伝わるんだと思います。100％は無理にしても、しっかりとその意義をまだまだ情報の提供、それがなかったんじゃないかなというのは私は議員時代から今回の選挙戦を通してそれを痛切に感じています。 　ですからこそ、真の課題を見つけ出すために、しっかりとミニ座談会も含めて情報の提供と共有をしていきたいなというふうに思っています。
薮坂議長	上滝議員。
上滝議員	上手な説明をしていただいておるんですけれども、そこ言葉の中に自腹でフランス行ったという話をしましたが、それは本当なんですか。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	この会計を調べていただいています。２回行っていると思います。議会からとトップセールスでジャポニズムに行った。あれは議員の皆さん方と行政が行きました。 　（「それは自己負担があったんですか」の不規則発言あり） 　それは基本的にみんなで議会で行ったやつですね。ですから……

	（「あったんかなかったんか」の不規則発言あり） それは行政側から出たやつです。 （「それ、１回目はただやったということやな」の不規則発言あり） ２回目の私が行った部分があります。これは私が自腹で行ったフランスです。 （「なるほど」の不規則発言あり） それを逆にしっかりと伝えていく。逆にそれを選挙戦でもちょっと違う形で伝えられたということも私は耳に入れておりますんで、それはこの場を借りて、しっかりと自腹で行ったということをお話しさせていただきます。 （「はい、なるほど」の不規則発言あり）
薮坂議長	上滝議員。
上滝議員	私も誤解していまして、１回目は公費で行ったと。２回目については自己負担で行ったと、その確認でいいんですね。私、２回目も公費で行ったんかなと。嫁さんも連れていったと聞いていましたんで、自腹で行くんやったら問題は何もありません。誤解しましたんでお許し願いたいと思います。 私なりに財政のことを物申しますが、財政を確保するためには、それなりの原因を究明し、経常経費の抑制をすることが一番大事だと思います。すなわち無駄遣いをしないことです。その無駄遣いは、今後中井町長はしないような努力をするのかしないのか、お答え願いたいと思います。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	現在町政の予算を提案させていただきます。その中で、私が今２週間ですけれども、その中で精査した分を全てはまだ見切れてない部分もあろうかと思います。この１年かけて選択と集中をして、しっかり町民の生活、暮らしにつながるような事業に持っていきたいと思っております。
薮坂議長	上滝議員。

上滝議員	ありがとうございました。 今のお言葉を聞いて安心しております。 次に、町民の皆さんに納得していただくための財政を立て直すには、まず行政内部の改革を行うことが必要であろうと私は思います。 単独の参事を課長兼務とし、管理職の比率を平均値に戻してください。そして名誉職をなくし、各課の事務に入ることで一般職の負担が減り、アルバイトも減らせます。とりわけ、ちょっと待ってくださいね。ちょっと予算書、令和２年の予算書を見ますときに、職員数が現在137人、それの総合計が、お金がどのぐらい支払われるのかと見ますと10億1,904万1,000円と、こうなっております。また、それ以外に本年度アルバイトや嘱託やら日々雇用を入れまして100人を予算化しております。その支払い総額が１億5,603万9,000円となっております。合わせて給与だけで11億7,000万程度になります。それ以外に町長と副町長の２人の給料が3,000万かあるわけでございますけれども、非常に人口が減ってきた割に、これから５年先、10年先どうなるのか分かりませんけれども、予想としては5,000人を切るように思います。 そんな中で、北岡町長誕生したときの職員総数と今の総数とほぼ変わりはない、そんなことでいいのかなと私は思っております。また、来年度予算もできていますが、執行する前に行政内部の改革を早急に行い、無駄をなくす方針を立て、町民の皆さんが納得するような財政を立て直してもらいたいと思います。 中井町長が所信のときにええこと言うておりましたけれども、過去、現在、未来を考えていくときに、この予算の見方だけは、過去、現在、未来ではなしに、まず過去を整理して、現在で精査して、そして将来につないでいく、そういう考え方であってほしいなと私は願って、この一般質問を終了します。ありがとうございました。ちょっと声大きいな、すみません。
薮坂議長	それでは続きまして、辻内正誠議員より提出されております （１）吉野町内での産業廃棄物処理施設建設に係る事業者提案について （２）今後の吉野町のごみ処理計画について

	の一般質問をお願いします。 辻内議員。
辻内議員	１番辻内でございます。 議員になって初めての議会におきまして一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。 １つ目の質問、吉野町内での産業廃棄物処理施設建設に係る事業提案についてであります。 昨年12月24日付の「町民の皆様へのお知らせ」の冒頭に、「看板等で『産業廃棄物反対』が唱えられていますが、そのような施設計画の事実は、現在のところ全くございません」と書かれております。時間を追って町から発信されております文書を見ますと、まず、今年１月15日付の吉野暮らし環境第169号によって北岡前町長名で吉野の環境を考える会への公開質問状への回答が出されております。 その回答の１ページ目の中ほどには、「令和元年11月５日の吉野町議会全員協議会では、暮らし環境担当参事から、吉野町の今後のごみ処理方策について１事業者から提案あったことを報告させました。貴会が認識される「産業廃棄物処理施設」について担当参事から処理場建設について説明させたものではありません」とあります。 その１週間後の１月22日付の吉野暮らし環境第170－１号、中竜門区長連合会に対する北岡前町長名の回答書の１ページの下のほうには、「10月下旬に企業から中竜門地区内の用地を候補地とする中間処理場としての産業廃棄物処理建設（複合施設）建設の提案がなされました。この提案は、11月５日の臨時議会全体協議会で報告を行いました」とあります。 つまり、１月15日付の回答と１月22日付の回答では、11月５日の臨時議会全体協議会における産業廃棄物処理施設に関する説明がなかった、あったと、全く逆の回答をされています。どちらが真実でしょうか、ご回答をお願いいたします。

薮坂議長	中井町長。 （「自席で結構です」の声あり）
中井町長	辻内議員の質問にお答えさせていただきます。 るるご質問ありますんで、経過を追ってご説明をさせていただきます。 昨年１月のさくら広域環境衛生組合脱退予告後、本町のごみ処理方法について基礎的資料を基に考えられるごみ処理方法として、バイオマス化施設トンネルコンポスト方式、民間委託、他自治体委託、民間参入の４つを選定し、これらについて実現の可能性や問題点等の整理を行って、比較検討を重ねてきました。 この当時私も産業建設委員長でございました。その中でバイオマストンネルコンポスト方式、７月には三豊市のほうに議会の視察も行っております。そのような状況の中で、令和元年７月に民間企業から現在の３町村クリーンセンター敷地を候補地とする中間処理場として産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設、災害時に避難所として対応できる見学室と余熱利用による蓄電施設を併設する場合の提案がありました。 しかし、現在稼働していない焼却施設の解体が必要であり、また建設に必要とする面積が不足することから、３町村クリーンセンター敷地での施設建設は難しいとのことでした。その後、10月下旬に前述の企業から、今度は中竜門地区内を候補地とする施設提案がされました。この提案は11月の臨時議会全員協議会で報告を行いました。その後12月、ここからは辻内議員のと同じですけれども、24日開催の町議会産業建設委員会で今後の吉野町のごみ処理の計画の進捗について町民の皆様に正しく理解していただくために、企業からの提案も含めた現状の報告をさせていただき、ケーブルテレビでも中継放送をさせていただきました。 その後、地元中竜門区長会連合会より説明要請を受け、令和２年１月10日に説明会が開催され、その中で中竜門地区での産業廃棄物処理施設提案の経緯と現況の内容を地元住民に周知したい旨のご意見を受け、令和２年１月22日付で

	中竜門区長会連合会宛てに文書で回答をさせていただき、地元住民の皆様へ周知をお願いしたところでございます。その後、現時点まで企業からの具体的提案、また、質問の中にもありましたけれども、ここ数年において吉野町に対する産業廃棄物処理施設の提案はございません。 産業廃棄物処理施設の建設につきましては、奈良県知事への許可申請が必要であり、事業者の責務や事前調整、対策等も規定されております。この中で計画地の市町村長との事前協議や土地所有者、地元自治会長等の同意の取得が規定されておりますので、町や地元の同意がない場合は施設設置にはできないこととなっております。 現在、私が２月25日から初登庁しております。その中でこのような意見交換、事前協議というのは必ず必要になってきます。そういった意味でも、私自身はそういうふうな説明も受けておりませんし、選挙期間中も私はしないという形で選挙戦を戦わせていただきましたので、現時点、私が就任してからと、少しちょっと以前になりますけれども、併せて経過の説明をさせていただきました。
薮坂議長	辻内議員。
辻内議員	それでは、11月５日の臨時議会全体協議会において産業廃棄物施設に関する提案がなされたという説明があったという理解でよろしいわけですね。
薮坂議長	ちょっと待ってくださいね。辻内議員、いいですか。
辻内議員	すみません、回答をお願いいたします。
薮坂議長	回答を今は町長に求められているんですけれども、町長は当時立場が違いますので、副町長から回答申し上げてもよろしいでしょうか。
辻内議員	はい、結構でございます。

薮坂議長	では、副町長。
和田副町長	ありがとうございます。今辻内議員さんからお話がありました。 11月５日ですけれども、その件につきましては、１月10日に中竜門地区の区長会の中で私どもが行かせていただいて、説明の中で地区の方が不安に思っておるんで、こういった形で具体的な経緯とか、今の現状も含めてご説明をしていただきたいということで、文書で区長会長宛てに出させていただいたんですけれども、その中で11月５日の臨時議会全体協議会で企業からの提案ということで、確定では何でもないんですけれども、こういった形で企業からの提案ということであったということでさせていただいたということも記述をさせていただきました。
薮坂議長	辻内議員。
辻内議員	ありがとうございます。 私自身は１月15日付の回答も１月22日付の回答も両方読んでおりますので、提案があったこと自身を理解することができます。しかしながら、１月15日付の回答はホームページにも出ております。一般的に考えれば、そちらのほうが目にする方が多いわけです。その方々に提案があった事実は全く伝わっていないと私は考えますが、いかがでしょうか。
薮坂議長	どなたに回答を求められますか。
辻内議員	副町長で結構でございます。
薮坂議長	副町長。
和田副町長	先ほど中井町長もおっしゃっていただいたように、住民の皆様への説明責任、情報提供というのは非常に大切になってくると思います。

今おっしゃられたように、住民の皆さんがそれをご覧になられて誤解を招くようなことがあれば非常に問題があるかというふうに思います。その辺のところは、今おっしゃっていただいた内容も含めて再度確認をさせていただいて、訂正するべきものは訂正するというふうな方向でいきたいというふうに思っております。

藪坂議長　辻内議員。

辻内議員　ありがとうございます。ぜひそのようにお願いいたしたいと思います。

最後に、産業廃棄物建設提案についてお願いと申しますか、提案でございます。

中竜門区長会連合会に出された回答書は、前北岡町長名のものでございます。かつ吉野町全住民へ発信されたものでもございません。また、文書の最後の「全くの白紙です」という言葉で締めくくられておられます。私は個人的にではございますが、この白紙という言葉がどうも気になります。今日時点では白紙でも、明日にはどうなるか分からないというようにもとれるわけであります。

ぜひ中井町長名で、町民の皆様に先ほどの産業廃棄物処理施設の設置に関する提案がなされた事実も含めて、丁寧ないきさつ説明と最後に、産業廃棄物施設は吉野にはつくらない、必要ないという力強い約束あるいは思いでも結構でございます。全町民に何らかの形、具体的には広報紙の半ページを使い、「町長からのお知らせ」などを行っていただき、そしてこの問題といいますか、この話題が吉野町からなくしたい、このように私は思いますが、町長、いかがでしょうか、お願いいたします。

藪坂議長　中井町長。

中井町長　この問題に関しましては、ごみ処理に関してと今の産業廃棄物処理施設、これが今回の選挙戦は一緒になって分別がつかない状況の中で恐らく町民さん、そしてまたそれを逆に、うわさとして回ってしまった。これが一番大きな原因

だと思っています。

私も先ほど答弁の中でお話をさせていただきました。事というのはいろいろ課題があると、やはりその中で４つ案がね、先ほどお話しさせていただきました４つの案が出てくるというのは、全てにおいて精査をしなければならない。我々自身も環境問題も含めて、いろんな意味で議員各位そしてまた行政もそういう施設が今どういう状況になっているのか、そんなことも含めて、事業費用も含めて我々は産業委員会で検証したかった、それが本来の意図でございます。それから、誰でも一緒です。我々がこれから案を出していくときにきっちりと選奨して、その中で議会として町民の皆さん方に今こういう状況です。我々が納得した中で委員会として提案していこうというのが、これが１つの形やと思うんです。

ですから、それができないままに今回こういうふうになってしまったこと、これは非常に我々、先ほど財政の問題もありました、環境の問題もあります。全てを総合的に考えて吉野町としてどういう道を歩むか、これをやはり我々はもう一度立ち返らなきゃいけない、この問題に関してはもう一度立ち返らなければいけない。その中で、今辻内議員のほうからおっしゃっていただきました。私自身は公開質問状の回答の中にも「現在、産廃処理施設は必要でありますか」、「必要ありません」と答えました。これは行政として、私が必要ないという形で答えさせていただきました。

ただ、これからごみ処理をどうしていくか。これは今回の会議でも産業建設委員会を開催させていただきまして、検討委員会を立ち上げて、そしてその中で有識者も入れながら、どういう処理施設をしていくか。その中で、恐らく方向性が本年度中に決まってこようかなと思います。

ですから、今辻内議員が質問いただいた部分に関しましては、私の立った選挙中戦わせていただいたこと、そして現在の中で産業廃棄物施設は必要ないというふうな考えでおります。

藪坂議長　辻内議員。

辻内議員	それでは、きっちりとした説明を町民方たちに見える形では、もうこの場で終わりと、こういう一旦終わりという、具体的には広報に載せるとか、産業廃棄物処理施設に関してですけれども、そういうことはされないということでよろしいんでしょうか。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	私自身はしません。
薮坂議長	辻内議員。
辻内議員	若干残念には思いますが、町長は「山が根本の私が」ということを選挙でおっしゃっていたので、そのことを文書にしていただければ、それでよかったのかなと思いますが、されないということでしたら、２つ目の質問に移させていただきます。 今後の吉野町のごみ処理計画についてでございます。 私は恥ずかしながら、12月24日付の「町民の皆様へのお知らせ」を読むまで、さくら広域環境衛生組合からの脱退を知りませんでした。 その「町民の皆様へのお知らせ」の最後に書かれているごみ処理検討委員会について説明させていただきます。 脱退が議会で可決されたのが昨年１月16日、そして正式脱退が10月１日。正式脱退から数えても既に半年。議会での可決から数えれば、既に１年以上たっております。私の理解では、いまだにこの検討委員会は発足しておりません。脱退そのものに関しましては議会の議事録等を読んだ結果、私も一定の理解をしております。 が、しかし、議会での可決あるいは遅くとも正式脱退と同時に、待ったなしで検討委員会を立ち上げるのが普通に考えれば当然ではないでしょうか。 少しゆがんだ見方をすれば、脱退時には、既に何らかのごみ処理方法の方向性があったのではないかと捉えられても仕方のないようなスピード感のように私には思えますが、いかがでしょうか、ご回答をお願いいたします。

薮坂議長	いいですか。辻内議員に質問の趣旨を、そのときの中井町長の立場は一議員でありました。議員としての立場でのそのときの回答を求めておられるんでしょうか。回答をどなたに求められますか。
辻内議員	それでは、その当時ですから、今北岡町長がおりませんので、副町長にお願いいたします。
薮坂議長	それでは、副町長、お願いできますか。
和田副町長	失礼します。さくら広域からの脱退ということで、町民の皆さんも含めてですけれども、いろんな経緯がありまして脱退をさせていただいたということでございます。さくら広域の中では一部事務組合という議会がございまして、その中で、今度焼却炉を造る場合、いろんな建設費用とか、いろんな形のものの費用が出てくるわけなんですけれども、そこは管理者や大淀町で大淀町長がしていただいているんですけれども、その中で建設費が非常に不透明であるということでございました。当然その施設の設置費用であったり、あとのランニングコストについては全てごみ量割りということになっておりましたので、その辺の部分で大変建設費が幾らになるのかというのが不透明な部分がございました。 そういった中で、議会の中でそういうお話も出た中で、町としてはどうしていこうかということで意見書として管理者宛てに文書を出させていただきました。 なぜ工期の延長になるのかとか、あるいは建設費用の積算も含めて明確にしていただきたい。そしてまた、入札方法についても公正で分かりやすい入札方法を取っていただきたいという意見書を出させていただいたんですけれども、その中で正式な回答はいただけなかったということでございます。 その中で、12月に議会のほうで全員一致の決議文書が出されまして、この不透明な中で財政状況厳しい中で、これが本当にいいのかどうかということで、

	脱退すべきではないのかなということを議員の皆さん全員での決議書というのをいただきました。そして、年を越して１月ですけれども、その中で脱退ということで事前予告ということで議会のほうに町のほうから議案を出させていただいて、議決をさせていただいたわけでございます。 　その後、正式な脱退まで２年ということがあるんですけれども、町としてはごみ処理問題というのは生活には欠かせないものなので、どうしていくべきかということで、４月からごみ処理方法の検討書を業者のほうに委託しまして、今の吉野町の現状であったり、将来にわたってのごみ量とか、いろんな形を考えて、いろんな方法を検討していただいたということでございます。その中で三豊市のほうにトンネルコンポストという焼却しないごみ処理施設があるということで令和元年７月25、26日と議員さんと一緒にそちらのほうにも視察をさせていただいたということでございます。その後産業建設委員会の中で、いろんな方法がある中で何が一番ベストかということは、令和元年度ですけれども、いろんな形で検討もさせていただいて、そして委員会の中でも報告をさせていただいたということでございます。決して何もしてこなかったということではないということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。
薮坂議長	辻内議員。
辻内議員	私の質問に答えていただいたような、答えていただかないような答えなんですけれども、検討委員会がいまだにできていないのはなぜですかということに簡単に答えてください。
和田副町長	今検討委員会につきましては、令和２年度において新しく産建委員会ではまた説明をさせていただいて、その時点で設置をさせていただこうというふうに思っております。 　その中では町民の皆さんであったり、ここであったり、学識経験者も入れていただくということでございます。その中で、今まで、先ほど説明させていただいた処理方針の検討書というのもございまして、そういったものも含めて参

	考にしながら検討していきたいということでございます。 　今現在はできておりませんけれども、令和２年度４月以降に検討委員会を立ち上げたいというふうに思っております。詳細な内容につきましては、また産業建設委員会でご説明をさせていただきます。
薮坂議長	辻内議員。
辻内議員	来年３月31日には橿原市との可燃物ごみ処理の契約が終わるものと私は理解しております。その中で、私個人的にはですけれども、理解のできないスピード感でございます。 　ごみの山が吉野町にできないよう、行政とともに私も力になっていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。 　最後に、これから設置されるごみ処理検討委員会へのお願いと質問でございます。 　まず、委員会用に何らかの検討案のたたき台を用意されると思うのですが、そのたたき台に先ほど１番目の質問で話題といたしました産業廃棄物と一般処理用家庭ごみ処理をセットで解決する民間施設を吉野町内で造るという案そのものをたたき台に乗せない、こういうお約束をいただきたいんですが、町長、いかがでしょうか。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	ただいま副町長もお話ありました検討委員会を産業建設委員会でしっかりと方向性等を示させていただこうと思います。 　それは今までこの検討委員会というのを私も就任してから今回が初議会でございます。その中でしっかりとした基軸というのは、先ほどからありましたとおり、産業廃棄物処理施設を造らないというのが大前提の中でごみの減量化、そしてまたリサイクル率を上げていく。分別方法も含めて、私はそういう方向での形をごみ処理政策の一つとしてやっていこうと思っております。

	その中で、今回の３月の委員会におきましては、そのベースになる代表者であったり、そしてまた有識経験者という形のタイムスケジュールをしっかりと組ませていただいて、その中できっちりと論議をしていくという形になりますんで、全ての中で、今回の３月議会の中で、まずは検討委員会を立ち上げて寄っていただいて、その中で私の示す方針というのをまずは訴えていかないといけませんので、それはしっかりとさせていただきます。 ですから、私が今ここでどういう方針でいくかというのは、また私の中でさっきの４つの案も含めてしっかりと打ち出していきたいと思いますんで、ご理解をいただきたいと思います。
薮坂議長	辻内議員。
辻内議員	ありがとうございます。 では最後に質問でございます。 ごみ処理検討委員会の委員の選定方法、具体的には公募なのか指名なのか。また、予算にも入っていると思われるんですけれども、学識経験者とはどのような方をイメージされておられるのか。 そして委員会、会議ですけれども、会議の透明性、具体的には傍聴席を設けるなどと情報発信による町民への理解と納得性をどのように与えていくのかをお聞かせ願いたいと思います。
薮坂議長	中井町長。
中井町長	詳細については、産業建設委員会で担当課よりはお話させていただきます。 ただ、委員会メンバーや情報公開のあり方に関しましては、委員会メンバーに地域の代表者や公募委員を加えること、そしてまた会議概要等は原則公開とする方向性で予定しております。 あとの細かい、どういった方々が今候補に挙がっているかということも含めては委員会で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

薮坂議長	辻内議員。
辻内議員	町民の方々にとっては、町民の方々の理解と納得性が最も大切であると考えます。ぜひ今中井町長がおっしゃられたように透明性、そして情報の公開ということに十分に配慮いただき、進めていただくことをお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
薮坂議長	一般質問を終わります。 本日上程しました議案の審議が全て終了いたしました。 11 日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審議をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。 ３月 11 日　午前 10 時　総務文教厚生委員会 ３月 12 日　予備日 ３月 13 日　午前 10 時　産業建設委員会 ３月 14 日　休会 ３月 15 日　休会 ３月 16 日　午前 10 時　産業建設委員会 ３月 17 日　午前 10 時　予算決算特別委員会 ３月 18 日　午前 10 時　予算決算特別委員会 ３月 19 日　午前 10 時　予算決算特別委員会 ３月 20 日　休会 ３月 21 日　休会 ３月 22 日　休会 ３月 23 日　午後３時　本会議（第３日目） を開会いたします。 明日からの委員会には、十分ご審議を賜りますようお願いいたします。 本日はこれをもちまして、散会いたします。ご協力ありがとうございました。 （　午後　１ 時 ４９ 分　散会　）

令和２年第１回吉野町議会定例会会議録（第３日目）

１．招集年月日　　令和２年３月２３日

２．招 集 場 所　　吉野町議会議場

３．開 会 時 刻　　３月２３日　　午後３時００分開会

４．応 招 議 員　　１番　辻　内　正　誠　　２番　下　中　一　平

３番　山　本　義　史　　４番　欠　　員

５番　上　滝　義　平　　６番　野　木　康　司

７番　山　本　隆　敏　　８番　薮　坂　眞　佐

９番　中　西　利　彦　　10番　西　澤　巧　平

５．不応招議員　　なし

６．出 席 議 員　　応招議員に同じ

７．欠 席 議 員　　なし

８．地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町　長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	森本弥寿則	総合政策参事	上林勝則
総務参事	奥出亘	ﾏｽﾀｰｽﾞ参事	岡本克也
文化観光参事	宮本憲一	暮らし環境参事	奥田昌弘
住民・福祉参事	小泉喜弘	教育次長	北谷隆範

９．本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局　長	小西修司	主　査	中出敬子

10．議事日程

日程１　　委員長報告（ 総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会 ）

日程２　　議第６号の議案の撤回について

日程３　議第１号　　吉野町犯罪被害者等支援条例を制定することについて

日程４　議第２号　　吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて

日程５　議第３号　　吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正することについて

日程６　議第４号　吉野町水道事業給水条例の一部を改正することについて

日程７　議第５号　吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について

日程８　議第７号　令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第７号について

日程９　議第８号　令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計補正予算（案）第１号について

日程10　議第９号　令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第３号について

日程11　議第10号　令和２年度吉野町一般会計予算（案）について

日程12　議第11号　令和２年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について

日程13　議第12号　令和２年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程14　議第13号　令和２年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について

日程15　議第14号　令和２年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について

日程16　議第15号　令和２年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について

日程17　議第16号　令和２年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について

日程18　同第１号　吉野町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を４分の１以上とすることにつき同意を求めることについて

追加議案等

日程19　発議第３号　奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書の提出について

日程20　同第２号　吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程21　議第17号　吉野山ビジターセンターに係る指定管理者の指定について

日程22　常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

薮坂議長	ただ今の出席議員総数は９名でございます。 定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 日程１　３月10日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。 まず、総務文教厚生委員会　西澤　巧平委員長にお願いします。
西澤議員	総務文教厚生委員会の委員長報告を行います。 本定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案等の審査、並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、３月 11 日午前 10 時から理事者に出席を求め、開催いたしました。 まず、「議第１号　吉野町犯罪被害者等支援条例を制定することについて」は、犯罪等により被害を受けた方々及びそのご家族又はご遺族の支援をより一層進めることを目的に、町及び町民の責務、相談及び情報提供、見舞金の支援等について定めるための条例制定であるとの説明を受け、異議無く本条例提案を承認することといたしました。 次に「議第２号　吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」は、法律等の改正に伴い、印鑑登録において旧の氏での登録を可能とすること、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように、15 歳以上の方の意思能力の有無により登録を可能とすることなどを規定するための条例改正であるとの説明を受け、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。 次に「議第３号　吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、本年４月１日より新たに創設される会計年度任用職員制度の適切な運用のため「期末手当の支給月数」や「勤務１時間当たりの給与額」及び「給料表の改定」のための条例制定であるとの

説明を受け、異議無く本条例制定案を承認することといたしました。

次に令和２年度の重点事業として予定されている「防災対策事業」の取組内容や事業進捗状況の報告、そして小中一貫教育校の施設整備の状況、ワールドマスターズゲームズ事業の現状の報告及び説明を受けました。

次に平成 27 年に県内 37 市町村で設立した奈良県広域消防組合に、より多くの住民の意見を届けることができるよう「奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書」を、後刻、議員提案させていただくこととなりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、総務文教厚生委員長報告を終わります。

藪坂議長　　続いて、産業建設委員会　野木　康司委員長にお願いいたします。

野木議員　　産業建設委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査、並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、３月 13 日及び 16 日の両日、午前 10 時から、並びに 19 日午後１時から理事者に出席を求め、開催をいたしました。

まず、「議第５号　吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について」は、公の施設の指定管理者制度により本町所有の「吉野材の魅力発信拠点施設」通称「吉野杉の家」の管理運営を引き続き令和２年４月１日から令和５年３月 31 日まで「一般社団法人吉野と暮らす会」に管理運営をお任せするものであり、本委員会では「指定管理の期間」、「指定管理者となる団体の現在までの管理運営状況」や「指定管理の協定書」においても慎重に審査し、本案を承認することといたしました。

次に「同第１号　吉野町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を４分の１以上とすることにつき同意を求めることについて」は、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況報

告を受け改選に向けた今後のスケジュールについて、４月に候補者評価委員会による任命予定者の選定、６月の本町議会定例会に委員の選任同意の議案を提出したいとの説明を受け、本町においては認定農業者の方が少ないことを勘案し、本案を承認することといたしました。

次に、令和２年度重点事業として予定されている、鳥獣害防止総合対策事業について、捕獲檻等を用いての個体数削減や猟友会吉野支部の協力による有害駆除などの「駆除対策」、町民の皆さんと協力しながら進めていく「防護対策」を併用し対策を講じたいとの説明を受けました。

次に、森林環境譲与税、森林経営管理制度について、令和２年度として、「道路交通の安全確保や周辺の景観整備のための道路支障木対策」「住民生活に影響を及ぼす恐れのある危険木を除去する森林病害虫及び自然災害危険木対策」「間伐等の森林整備を推進し森林の多面的機能の増進を図るための森林境界明確化対策」の事業を講ずるとの報告を受けました。

本委員会からは、権利等の関係から困難事例の発生も想定されるが、より良い町民生活の実現に向けて努力いただくよう申し添えると共に、県が現吉野高校校舎に計画中の森林環境管理の即戦力となるリーダーを育成する（仮称）奈良県フォレスト・アカデミー（林業大学校）の開校がこの吉野地域全体の森林資源が「伐って、使って、植える」という循環利用が図れるよう、広域的な施策展開も検討いただくよう求めました。

次に「議第４号　吉野町水道事業給水条例の一部を改正することについて」は、水道法等の改正による「引用元法令の略語の整備」及び「法改正による条ずれの整備」をするための条例改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、県域水道一体化に向けて検討されている「上水道エリアにおける県域水道一体化の経緯と新県域水道ビジョンについて」、統合に向けた考え方や事業統合で検討する方向性及び令和２年度の覚書締結に向けた検討スケジュールについて報告を受けました。

次に、本町の一般廃棄物処理のあり方を検討する「吉野町における廃棄物処理のあり方検討委員会設置について」、設置する組織や組織の委員構成、設

置期間及び今後のスケジュールについて説明を受けました。

本委員会から設置される検討委員会に関し、町から排出される一般廃棄物は町民の生活に直結することでもあることから、設置される委員会は行政的な見地の表現ではなく、町民に解りやすくするように求めると共に、委員会での検討内容は全議員が常に情報共有し共に検討していく必要があることから、設置される委員会の委員には町議会議員を含め無いよう委員会組織の委員構成を検討されるよう求めました。

次に、「左曽地内の太陽光発電所建設工事について」の現状の報告を受けました。建設工事については、既に治水等の防災工事も含め完成しているとの報告を受けました。本委員会からは、引き続き最大限の防災・減災対策を講ずるよう関係機関と連携し対応を求めると共に、岡山県美作市では、事業者による太陽光発電事業終了後の土地の荒廃等が危惧されることから、安心・安全な環境の保全を目的とする防災・減災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施設に要する費用に充てるための事業用発電パネル税の導入が検討されている事から、本町においても同様の導入事例を参考にし、検討することを申し入れしました。

次に、「議第６号　吉野山ビジターセンターに係る指定管理者の指定について」は、公の施設の指定管理者制度により本町所有の「吉野山ビジターセンター」の管理運営を引き続き令和２年４月１日から令和９年３月 31 日までの７年間「宗教法人金峯山寺」に管理運営をお任せしたいとの説明を受けましたが、審査の中で指定管理の期間を７年とする根拠性が乏しいとの指摘があり、初期の指定期間をお願いした頃とは、変化の激しい時代となってきている事などから、柔軟に対応できるよう指定管理の期間を再検討して頂くよう求めました。

本案については、19 日に理事者側より申し出があり、急遽、本委員会を開催したところ、７年の指定管理の期間について１年に改めたいとの意向が示されました。

次に、本町が吉野ビジターズビューローに補助金交付し展開している「吉野町版ＤＭＯ推進事業について」、今年度の戦略策定のためのマーケティング

調査、その調査結果に基づくＷＥＢマガジンのサイト作成やＳＮＳによる吉野町の魅力発信及び吉野町のふるさと納税の返礼品等の販売に向けたネットショップ、いわゆるＥＣサイトの企画、デザイン設計の状況報告と令和２年度に実施を予定している、旅行者向けＹｏｕＴｕｂｅ動画チャンネルの開設や予約サイトからの観光ツアー申込及び吉野町のふるさと納税の返礼品等のネットショップの開設などの実施施策の報告を受けました。

本委員からは、令和２年度はこの事業の集大成となる最終年度でもあることから、当初の目標に向け吉野ビジターズビューローと行政が一丸となって取組み、確実に目標達成できるようより一層の努力をいただくよう求めました。

以上が当委員会における調査、審議の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会所管事項について、継続して審査できるよう申出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

藪坂議長　続きまして、予算決算特別委員会　山本　義史委員長にお願いします。

山本義史議員　予算決算特別委員会の委員長報告を行います。

本定例議会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、３月 17 日、18 日及び 19 日の３日間、午前 10 時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、「議第７号　令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第７号について」は、補正予算の概要として補正規模は 9,247 万 9,000 円の増額で、予算総額を 66 億 453 万 6,000 円とするものであり、地方債の補正では新たに中学校整備目的として 280 万円を追加し、限度額の変更で上水道安全対策を 80 万円増額し 250 万円にカヌーコース等整備を 560 万円増額し、３億 3,920 万円に変更するものであり、翌年度への繰越経費として関西ワールドマスターズゲームズ事業を含む 12 事業、総額３億 2,024 万 1,000 円を繰越明許費とするとの説明がありました。また、歳入予算においては「世界遺産・吉野ふるさ

とづくり寄附金 7,000 万円」「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 288 万円」及び各事業財源としての「繰越金 1,382 万 9,000 円」の増額等であり、歳出予算はふるさと納税の返礼品及び手数料等の費用 3,680 万 8,000 円、並びにふるさと納税による基金積立金 3,319 万 2,000 円、吉野中学校情報通信ネットワーク環境施設施整備費 1,200 万円並びに今年度末の退職予定者退職手当特別負担金 3,012 万 6,000 円の増額であるとの説明がありました。吉野中学校情報通信ネットワーク環境施設整備については、当初予定していた国庫補助金が満額交付されていない状況ではありますが、これから進める小中一貫教育においてＩＣＴ教育は大きな教育の柱であり、子供たちの教育環境整備を推し進めるため、審査の結果、本補正予算案を承認することに致しました。

次に、「議第８号　令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計補正予算（案）第１号について」は、資本費平準化債借入限度額増額変更に伴う歳入予算の組み替えであり、地方債の補正の限度額変更で資本費平準化を 390 万円増額し 830 万円に変更、歳入予算の下水道事業債を増額した分、一般会計繰入金を 390 万円減額するものであるとの説明を受け、異議無く本補正予算案を承認することと致しました。

次に「議第９号　令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第３号について」は、収益的収入の水道事業収益において、営業補てんに係る一般会計からの補助金 1,800 万円の減額、資本的収入において上市地区排水管敷設替工事補助金 80 万円の増額をするものであるとの説明を受け、異議無く本補正予算案を承認することと致しました。

続きまして、「議第 10 号　令和２年度吉野町一般会計予算（案）について」は、令和２年度は本年度より、３億 9,200 万円増の予算総額 63 億 2,500 万円の予算（案）であり、第４次総合計画に基づき、今まで段階的に進めてきた主要な施策・重点事業などを精査・加味し、継続性や緊急性のある事業を主におき編成した予算であり、主要な施策、事業展開として、小中一貫教育については、未来に繋ぐ「人」づくりに大きく関わる事業であり、小中一貫教育校の令和４年４月開校を目指し、吉野中学校敷地内での小学校校舎を建築

するための、小中一貫教育推進事業費、７億 2,679 万 5,000 円、加えて令和３年度の小中一貫教育校整備のため、債務負担行為７億 7,215 万 1,000 円を設定すること、継続事業としている「関西ワールドマスターズゲームズ事業」については、令和３年度の津風呂湖でのカヌースプリント競技大会の開催に向けた準備と本大会のプレ大会として、本年７月に開催する全国中学生カヌー大会を開催する事業費 6,183 万 1,000 円など。

本町のゴミ処理施策については、将来を見据えた財政負担の少ない、安心かつ持続可能なゴミ処理施策の実現に向け、町民の皆様と一体となって検討する、ゴミ処理検討委員会の設置運営を含む「清掃総務事業」795 万 4,000 円、安心して農作物を作れる環境整備を目指し、生産者の生きがいと美しい田園風景を守る農業政策として総合的に取組む「鳥獣害防止総合対策事業」2,408 万 2,000 円のほか各担当課長等から各費目において、主要となる事業の説明を受け、審議を致しました。

本委員会では、いずれの事業においても必要性は十分認識するものの、将来的に必要となる事業費負担も見据え、持続可能な行政運営を念頭に、事業進捗においても行政効果の検証をしつつ、効果的な予算執行に努めて頂きたいとの意見がありました。

続いて「議第 11 号　令和２年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、一般被保険者療養給付費、高額療養費、特別健康診査等事業費、健康促進事業費、及び国民健康保険の県域化に伴う国民健康保険事業費納付金などで、前年度比 6,700 万円減の、予算総額 12 億 1,300 万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認するとことと致しました。

次に、「議第 12 号　令和２年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査負担金などで、前年度比 500 万円増の、予算総額１億 6,400 万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。

次に「議第 13 号　令和２年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、保険事業勘定においては、介護保険の円滑な運営を図るための事業費として、前年度 2,580 万円減の予算総額 13 億 2,490 万円の計上、またサービス

	事業勘定では、前年度比 225 万 2,000 円減の予算総額 284 万 8,000 円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。 次に「議第 14 号　令和２年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、前年度 840 万円増の予算総額２億 5,410 万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。 次に「議第 15 号　令和２年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は農業集落排水事業を含め下水道事業は、先行投資による施設整備をするため、その負担全てを使用者に求めると、使用料を高くせざるをえず後年の使用者から徴収すべきところを現在の使用者が負担することとなり、世代間の公平性を欠くこととなるため、その対策として元利償還金の一部を後年度に繰り延べるため発行する資本費平準化債などを財源として償還する公債費 2,387 万 8,000 円及び施設の電気代等の光熱水費 168 万円等で、前年度比 320 万円減の予算総額 3,300 万円の計上であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。 次に「議第 16 号　令和２年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」は、業務の予定量は、給水戸数を 3,830 件、年間総給水量を 72 万立方メートル、一日平均給水量を 1,973 立方メートルとするものであり、収益的支出合計は、水道事業費用、前年度比 1,571 万円増の３億 8,915 万円。資本的支出では、喜佐谷地区排水管敷設工事他、工事請負費等で、資本的支出合計は、前年度比 4,684 万円減の２億 7,227 万円であるとの説明を受け、異議無く本予算案を承認することと致しました。 以上、本委員会に付託されました、議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。以上です。
薮坂議長	日程２　「議第６号の議案の撤回について」を議題とし、理由の説明を求めます。和田副町長。
和田副町長	すみません。議第６号の議案の撤回についてお願いを申し上げます。 令和２年３月 10 日に提出致しました「議第６号　吉野山ビジターセンター

	に係る指定管理者の指定について」このことにつきまして吉野山ビジターセンターの今後のあり方について検討行うため、指定管理期間の見直しを行う必要があります。よって議第６号につきましては、撤回をお願い申し上げたいと思います。
薮坂議長	おはかりします。ただいま議題となっています「議第６号の議案の撤回について」を許可することに異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本議題について許可することに決定いたしました。 上程議案の採決に入ります。 日程３　議第１号　「吉野町犯罪被害者等支援条例を制定することについて」意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程４　議第２号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程５　議第３号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程６　議第４号「吉野町水道事業給水条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程７　議第５号「吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程８　議第７号「令和元年度吉野町一般会計補正予算（案）第７号について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程９　議第８号「令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計補正予算（案）第１号について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10　議第９号「令和元年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第３号について」の意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 11　議第 10 号「令和２年度吉野町一般会計予算（案）について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 12　議第 11 号「令和２年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13　議第 12 号「令和２年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 14　議第 13 号「令和２年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 15　議第 14 号「令和２年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 16　議第 15 号「令和２年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 17　議第 16 号「令和２年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 18　同第１号「吉野町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を４分の１以上とすることにつき同意を求めることについて」意見を求めます。

（　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本案を同意することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本案を同意することに決しました。

追加議案が出ております。

日程 19　発議第３号「奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書の提出について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（　事　務　局　朗　読　）

	本案は議員提出です。 提出議員の説明を求めます。中西利彦議員。
中西議員	９番。中西です。 発議第３号に提出議員として、発言をいたします。 意見書の内容は、ただいま局長が朗読したお手元のとおりであり、内容についてはご理解いただけると思いますが、口頭にて補足説明をさせていただきます。 私も、広域行政の議会議員を長年しておりますが、広域行政とは、そもそも市町村で行う固有の事務についてスケールメリットを生かすため、たまたま広域行政組合を立ち上げ、行政事務を行っているだけで、元々は市町村事務なので多くの町民さんからその業務について、ご意見をいただきます。 広域行政組合の議会議員の時は、絶えずそのご意見を伝え、そのニーズが反映されるよう、議員活動をしております。 しかし、奈良県広域消防組合議会の議員は 37 の市町村で構成している、しかしながら議員定数は 25 人と規約に定めており、全ての構成市町村から組合議会議員は選出されていないのが現実です。旧吉野広域消防本部地域の吉野町からは、５年に一度、１名の議員が選出されているのが現状です。 このような状況では、町民の声など到底届けることはできません。現在も全国的に消防の広域化の協議が検討されていますが、消防の広域化が進まない理由の一つに、設立に向けての協議において個々の市町村の意見が異なり、意見調整が整わず広域化が進んでいないのが現実であります。 その困難な問題を調整し、37 市町村で構成する奈良県広域消防組合を設立した市町村の英断には敬意を表しております。 当初の奈良県広域消防組合においても、その多様な意見調整のため、組織運営には、旧の市消防本部や旧の消防組合本部単位での運営を用いたのだと推察いたしますが、令和２年度でもう設立から７年目に入ります。企業の成長サイクルからいえば幼年期からもう成長期に入っている時期であります。 そろそろ、本来のあるべき姿に組織運営を見直し、常に町民さんの意見を

	奈良県広域消防組合に届けることが出来るよう組織運営を見直す必要があると思います。 　県内の37の市町村には、大都市圏近郊の人口密集地域もあれば、県南部東部の中山間及び山間地域の町村もあります。そこには多くの方々が生活を営み、そこには様々なニーズがあります。 　その多くの意見を奈良県広域消防組合に届けることが、地域住民の幸せに繋がると思いこの意見書（案）を提出いたしました。 　議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。
薮坂議長	賛成議員の意見を求めます。山本隆敏議員。
山本隆敏議員	７番山本です。中西議員から提出された意見書に対し、賛成意見を述べさせていただきます。 　地方自治体の二元代表制は、首長、議会ともに住民の直接公選による機関であり、互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場と地位にあるということから、地方公共団体の首長は、議会の議決を経た上で諸々の事務を執行することであり、議会は条例の制定、改廃にとどまらず、ひろく行財政全般にわたる具体的な事務の処理についても、意思決定機関としての機能を持つものであります。 　このことから、平成26年に発足した奈良県広域消防組合は組織の編成にあたり、首長、議員が混在する組織となっており、一日も早く是正されることを望み、この意見書に賛成いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 　おはかりします。本案は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 　異議なしと認めます。よって発議第３号について、委員会の付託を省略す

	ることに決しました。 発議第３号「奈良県広域消防組合の運営における組織体制の見直しに関する意見書の提出について」意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 20　同第２号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （　事　務　局　朗　読　） 地方自治法第 117 条の規定により、中西利彦議員、退席をお願いします。 説明を求めます。中井町長。
中井町長	あらためまして、中西利彦議員の紹介をさせていただきます。 経歴につきましては議案書に記載のとおりでございます。 中西議員は、平成５年に初当選され議員在職年数は 27 年で現在７期目でございます。この間町議会におきましては、議長を３度、副議長を４度、また常任委員会特別委員会の委員長を数多く歴任され、現在総務文教厚生委員会副委員長をお務めでございます。また町議会から選出されます広域行政の議会議員としては現在、吉野広域行政組合議会議員をお務めでございます。ご同意の程宜しくお願いいたします。
薮坂議長	質疑を求めます。 （　「質　疑　な　し」　の声あり　） 意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　）

おはかりします。本件を同意することにご異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。よって、本件を同意することに決しました。

中西利彦議員に議場にお入りいただきます。

ただいま、監査委員に同意されました中西利彦議員にごあいさつをお願いいたします。

中西議員　昨年に続きまして、本年度も監査委員にご同意をいただきまして、大変ありがとうございます。皆さんもご存じのように今年、行政の執行部側が前北岡町長から中井町長にと変わりました。

新町長がどのような手腕を出していただいて限られた予算ですが、どういうふうに執行されていくのかということをきっちりと検証していきたいというふうに思っております。また議員各位のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（拍手）

薮坂議長　日程 21　議第 17 号「吉野山ビジターセンターに係る指定管理者の指定について」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（　事　務　局　朗　読　）

説明を求めます。宮本参事。

宮本文化観光参事　失礼いたします。

議第 17 号「吉野山ビジターセンターに係る指定管理者の指定について」議案説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

指定管理者の概要でございます。施設の名称「吉野山ビジターセンター」でございます。施設の所在地「吉野町大字吉野山 2430 番地」でございます。指定管理者となる法人等でございます、所在地「吉野山大字吉野山 2498 番地」団体名「宗教法人金峯山寺」代表者職・氏名「代表役員　五條良知」でございます。選定委員会開催の有無でございます「なし」でございます。指定の

	期間でございます「令和２年４月１日から令和３年３月 31 日の１年間」でございます。業務の範囲及び管理の基準でございます「業務の範囲につきましてはお示しのとおり」でございます。管理の基準でございます「吉野山ビジターセンター管理規則並びに吉野山ビジターセンターの施設管理に関する協定書（案)」に定めるとおりでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
薮坂議長	おはかりします。 本案は会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって議第 17 号については委員会の付託を省略することに決しました。 議第 17 号「吉野山ビジターセンターに係る指定管理者の指定について」意見を求めます。 （　「意　見　な　し」　の声あり　） おはかりします。本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、本案を原案どおり可決することに決しました。 日程 24　「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」 それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審議の申出がありますが、これにご異議ございませんか。 （　「異　議　な　し」　の声あり　） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申出どおり、閉会中の継続審議とすることに決しました。 本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（　「異　議　な　し」　の声あり　）

異議なしと認めます。閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。中井町長。

中井町長　閉会にあたりまして、ひとことごあいさつを申し上げます。

まずは、本議会に上程いたしました議案、また本日の追加議案すべてご承認いただきまして誠にありがとうございます。

ただ１件議案の撤回がございました。今後の議案上程におきましてはさらに精査、方向性を定めてしっかりとした形で議案上程をして参りたいと思います。

町長選挙改選後の初めての議会でございました議員各位の皆様方におかれましては事業そしてまた、予算を含めて非常に貴重なご意見を賜りました。

当初から課題でありましたゴミ処理政策・方向性につきましては、一般廃棄物処理のあり方検討委員会設置の要綱を定めていただき５月末の検討委員会開催、そして本年度 11 月には方向性を示させていただく、そして検討委員６地区推薦をいただき、検討委員会の中で公開で進めさせていただくということでゴミの処理政策については、議員各位の皆様方とともにそしてまたしっかりと町民の意見を反映しながら進めて参りたいと思います。

そして事業規模が各委員さんからご指摘のあったとおり、非常に継続の事業であったり、これから先を見据えた事業の中で予算規模が膨らんでおります。

そんな中で小中一貫、またＤＭＯ、ワールドマスターズ、さまざまな事業を執行していく中で持続可能な行政運営ができるようにしっかりと精査し、また委員会でご指摘のあった内容につきましては庁舎内でもしっかりと精査した中で新たな方向性を見出すときは、各委員会を開催していただきその中で説明した上で執行して参りたいと思います。今回の議会にあたっては新型コロナウイルス感染によるさまざまな影響がこれからも出てこようかと思い

	ます。経済対策そしてまた吉野山のこれから桜が非常に観光にとっては大きな収入源になりますけれども非常に現在の状況では厳しい状況であります。議員各位におかれましてもそういった対策に対しまして臨時の議会やまた補正も含めた形で今後出てこようかなと思いますのでその時はご協力の程よろしくお願いします。本当に初めての議会でしたので不備等あったかと思いますけれども今後とも議員各位におかれましてはご指導ご鞭撻、よろしくお願いしたいと思います。本当に健康上、これからも大変な日々があろうかと思いますけれども議員各位におけれましては健康に留意されて議員活動を努めていただけますようよろしくお願いいたします。閉会にあたりあいさつとさせていただきます。
薮坂議長	皆様の熱心なご審議によりまして全議案を議了することができました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。 これをもちまして令和２年第１回吉野町議会定例会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 （　午後　３時５６分　閉会　）